
第 21 回化学生物総合管理学会・第 18 回社会技術革新学会
合同学術総会

予稿集

- 開催日 : 2024年9月6日(金)
- 会場 : オンライン開催(Zoom)

共催
化学生物総合管理学会
社会技術革新学会
協賛
知の市場

合同学術総会

第21回化学生物総合管理学会 第18回社会技術革新学会

知の市場 協賛

日時：2024年9月6日(金) 19:00～23:30

会場：オンライン開催 (Zoom meeting)

一般発表 温暖化する地球の近未来

—地球環境の変化と生物生態系への影響—

神田尚俊(東京農工大学名誉教授、(元)Fogarty Fellow, Harvard University)

一般発表 自由貿易を追求した戦後日本の対英外交

—なぜ英国は日本への貿易差別を辞め自由貿易を選んだのか—

山口真人 (社会技術革新学会会員、知の市場講師)

自由討論 問題提起を契機に、ワイワイガヤガヤ、自由闊達に意見を交換する。

〈プログラム詳細は、裏面をご参照ください。〉

〈参加方法〉

★参加資格:学会の会員以外の方の参加も大歓迎です。

★参加登録:事前登録制です。参加希望の方は、①参加者氏名(フリガナ)、②所属(勤務先等)、③参加動機・関心事項などを明記のうえ、8月25日までにE-mail (kagakus * cbims.net) 宛てにお申し込み下さい。

なお、定員に達し次第、締め切りますので、お早めにお申し込みください。

★参加費

学会員の方:参加は無料です。

非会員の方:参加費は1,000円です。以下の口座に、8月25日までに振込み下さい。この期日までに振り込みが確認できなかった場合には、参加登録は自動的に取り消しになります。

みずほ銀行飯田橋支店,普通口座 2329303, 口座名 特定非営利活動法人 化学生物総合管理学会

※1 振込の際は、必ず参加者カナ氏名を振込み人名義として下さい。振込手数料はご負担下さい。

※2 出欠にかかわらず、一度振り込まれた参加費の返金はありませんので、予めご了承ください。

※3 領収書は発行いたしませんので、振込時のご利用明細票をご活用ください。

★参加証:振込の確認ができたのち、開催日前日までに、登録いただいたメールアドレス宛にメールにてお送りいたします。参加証にてオンライン学術総会のミーティング情報(Zoomに接続するための情報)のご案内をいたします。

化学生物総合管理学会 社会技術革新学会

連絡先:(E-mail) kagakus * cbims.net (*を@に直して送信して下さい)

合同学術総会

第21回化学生物総合管理学会 第18回社会技術革新学会 知の市場 協賛

■ プログラム ■

2024年9月6日(金)

時間 発表者(敬称略)・所属

19:00 開会挨拶

明治維新から第二次世界大戦まで77年、そして第二次世界大戦から今日まで同じ77年が経過し、一つの節目の時を迎えた。その間、日本の企業・産業・経済・社会は劇的な変貌を遂げ、人々の人生も日々の生活も激変したが、それは一様な流れであったわけではない。それぞれの期間の前半では先行する欧米諸国を追走しつつ高い成長を成し遂げ大正デモクラシーや経済大国ともてはやされる中でそれまでにない時代を謳歌した。一方で後半の期間では大恐慌や東西冷戦の終結などといった世界的な変動に見舞われるとともに関東大震災や東日本大震災などに直撃され困難と停滞を余儀なくされた。そうした中で戦禍に落ち込んでしまった先の77年の轍を再び踏まないためにも、後の77年とりわけ後半の30-40年の姿を多様な視点から改めて省みつつ常識というドグマを排し自由闊達に意見を戦わせ、今後のあり様に思いを致す。

増田 優
化学生物総合管理学会会長
社会技術革新学会会長
知の市場会長

19:10~20:40 一般発表・質疑応答

温暖化する地球の近未来
—地球環境の変化と生物生態系への影響—

地球温暖化の主因は二酸化炭素(CO₂)の増加で、その主な発生源は化石燃料(石油、石炭)である。現代社会を支えるエネルギーの「80%」は化石燃料に依存しており、その消費量は、18世紀の産業革命以降、「動力源」として利用が増加し始め、20世紀に入ると急増している。その燃焼で発生するCO₂の増加は「温室効果ガス」として「地球温暖化」、「気候変動」を誘発し、暴風雨、洪水、干魃、森林火災などの自然災害を巨大化させている。温暖化は「生物生態系」にも影響を与え始めており、気候変動を通して、近未来の食糧生産への影響も危惧されている。2023年開催の国連COP28(気候変動会議)では地球環境の保全に対してCO₂削減の緊急性が指摘された。しかし、CO₂排出抑制は、国家間の利害調整が難しく、総論で合意できても各論での意見調整がかなり難しいことも明らかになり、前回のCOP27会議で達成目標とした「2030年までの気温上昇を産業革命以前の1.5°C以内に抑制」は実現困難となりつつある。

神田尚俊
東京農工大学名誉教授
(元)Fogarty Fellow
Harvard University

20:40~22:10 一般発表・質疑応答

自由貿易を追求した戦後日本の対英外交
—なぜ英国は日本への貿易差別を辞め自由貿易を選んだのか—

日本は1955年にGATT(関税および貿易に関する一般協定)に加盟したが、英国が先陣を切って「日本とのGATT自由貿易関係に入ることを拒否した」ので、GATT加盟国の半数近い国々(フランス、オランダなどの欧州諸国、オーストラリア、インドなどの英連邦諸国、ブラジルなどの発展途上国)が英国に同調し対日輸入制限を継続した。結果、日本は戦後成長させた重化学工業製品を米国とカナダ以外の先進国には輸出できないでいた。しかし、日本はこの頑迷な英国を説得し日英間の自由貿易を実現させ、その仕組みを日欧間貿易に拡大することに成功した。こうして日本は、カメラ、オートバイ、ラジオ、テレビ、化学、自動車などの「廉価で高品質な日本製品」を欧米先進国に供給し、日本はアジア・アフリカ諸国の中で唯一G7の一員になり、世界経済発展にも大きく貢献した。何故、英国は日本との自由貿易を選んだのであろうか。日本および英国の外交文書を解明することによって、ここに驚愕の史実を明らかにする。

山口真人
社会技術革新学会会員
知の市場講師

22:10~23:30 自由討論 問題提起を契機に、ワイワイガヤガヤ、自由闊達に意見を交換する。

題名、発表順は都合により変更になる場合があります。

プログラム詳細は、化学生物総合管理学会 (<http://www.cbims.net/>)または社会技術革新学会 (<http://s-innovation.org/>)のホームページを参照下さい。

■ 資料目次 ■

【発表資料】

1. 温暖化する地球の近未来 ----- 1
 －地球環境の変化と生物生態系への影響－
 神田尚俊氏
 東京農工大学名誉教授
 (元) Fogarty Fellow, Harvard University)
2. 自由貿易を追求した戦後日本の対英外交 -----20
 －なぜ英国は日本への貿易差別を辞め自由貿易を選んだの
 か－
 山口真人氏
 社会技術革新学会会員
 知の市場講師

【参考資料】

- 公開講座「知の市場」の2024年度機関別開講科目一覧-----68

温暖化する地球 —地球環境の変化と生物生態系の変化—

神田 尚俊 (東京農工大学名誉教授)

(要約)

現代文明を支えるエネルギーは大部分が、石油、石炭などの化石燃料に由来する。この化石燃料の燃焼から排出される二酸化炭素 (CO₂) は、増加しており、地球温暖化の原因となり、「気候変動」を引き起こし、暴風雨、干ばつ、熱波、など「異常気象」が地球の各地で多発している。この「気候変動」は生物生態系にも影響を与え、昆虫の生息状況や、植物の生育、動植物の生息域の分布などが変化してきた。また、海水に吸収された CO₂ は海水の酸性化を引き起こし、海水温の上昇と相乗して、海洋生物の減少、魚種分布の変化を引き起こし、海洋漁獲量も減少している。国連の COP (気候変動枠組条約締結国会議) では CO₂ 排出抑制のため化石燃料の使用を減らし、自然再生エネルギーへの変換を推進して CO₂ 排出抑制をめざしている。しかし、近未来において、化石燃料の使用量は「さらに増加する」と予測されており、地球の温暖化制御のハードルは高い。今後、異常気象による農業生産へ影響も危惧され、近未来に地球規模の食糧問題が発生する可能性がある。

1) 化石燃料とは

45 億年前に誕生した太陽系と地球の歴史を俯瞰してみると、最初の原始単細胞生物の出現が 35 億年前、その後、ミトコンドリアと葉緑体を獲得した生物が出現して多様な単細胞生物種が進化、5.6 億年前のカンブリア紀になると、地球の環境は光合成生物の生存にとって有利な時代を迎え、多様な生物の「大進化」(生物進化の「カンブリア大爆発」)が始まる。カンブリア紀以前の地層では原始的生物の化石しか見つからないが、カンブリア紀以降になると化石の多様性が爆発的に急増する。これらの生物の残存物が石炭、原油として大量の化石燃料を地中に残した。

光合成生物は、葉緑体での光合成 ($\text{CO}_2 + \text{H}_2\text{O} + \text{太陽エネルギー} = \text{O}_2 + \text{糖}$ の合成)により、太陽エネルギーを化学エネルギー(糖)に変換させ、これが多様な生物により補食され化石燃料として地中に保存された。したがって化石燃料を燃焼させると、過去の太陽エネルギーの獲得と同時に過去の CO₂ が放出される。推定値ながら、化石燃料の大部分がカンブリア紀以降の生物によって形成されたと仮定すると、現在の地球で人間が 1 日に消費する化石燃料は、100 年～1000 年かかつて地球に降り注いだ太陽エネルギーの量に匹敵しており、現代文明がいかに膨大な過去の太陽エネルギーを消費しているかがわかる。

2) 地球温暖化とは

過去、数十万年の地球の気温変化を、地層、氷床の研究から見ると、地球はこれまでも温暖化と寒冷化を繰り返している。過去の地球史では、1°Cの温度変化に要した時間は、およそ 1000 年から 10,000 年という長い時間がかかっている。しかし、現在の地球温暖化のスピードは、これよりもはるかに速く、およそ 100 年で 1°C前後の上昇で、日本の気温上昇は過去 100 年で 1.37°C（気象庁）である。この温暖化の原因は化石燃料由来の CO₂ であるが、これを削減するには、エネルギー源を自然再生エネルギー（太陽光発電、風力発電、水力発電、地熱発電等）に変換する必要がある、多様な技術開発が進んでいる。

COP 会議のシミュレーションでは、2030 年までの気温上昇を、産業革命前の 1.5°C 上昇以内に抑制すべきとしているが、2024 年 5 月の平均気温は 1.52°C 上昇（EU, Copernicus）との報告もあり、2030 年の目標達成が楽観できない。近未来に、もし、気温上昇が 4°C になると、氷床、氷河の大規模な融解が起これ、海面上昇により、大河川の下流にある都市、農地の 30% が冠水し、農業生産に甚大な影響が予測される。また、河口にある大都市の水没により、国境を越えた大規模な難民の発生も危惧される。

3) 気候変動の影響

温暖化による気候変動で異常気候が発生し、自然災害は増大している。気温の上昇は海水温の上昇を引き起こし、海洋で大量の水分を含む雲が発生し、大規模な暴風雨、集中豪雨（線状降水帯など）が引き起こされ、これまでの洪水対策では対応できない。また、上空の偏西風の通過経路が変化し、アフリカの砂漠でも集中豪雨、洪水が発生するようになってきた。逆に、雨がほとんど降らなくなり「干ばつ」も頻発し局地的な砂漠化も進行している。近年発生したパキスタンの大洪水、アフリカのマダガスカル、スーダン、エチオピアの干魃はいずれも災害規模が大きい。温暖化が原因の異常気象は、その規模が大きさから、科学技術による制御は容易ではなく、対策が後手になる可能性が高いので「想定外を想定」した対策が必要となる。気温上昇は氷河、氷床の融解を促進し、海面上昇による海岸平野の水没だけではなく、海流の変化による影響も危惧され、グリーンランド氷床の融解は大西洋の海流、メキシコ湾流に変化を引き起こし、英国では「寒冷化」も予想されている。

4) 生物生態系が受ける影響

気候変動は動植物の生態系にも大きな影響を与え始めており、身近な昆虫や、鳥類の動態も変化している。「蚊」は最も多くの感染症を人に媒介する昆虫であるが、温暖化の進行による「蚊」の生息分布域の変化によって、マラリア、日本脳炎ウイルスなどのウイルス病の発生域に大きな変化が起こり始めており、近未来の感染症の拡大にも注意が必要である。また、局地的な砂漠化はアフリカ、中近東に「トビバッタ」の大発生を誘発し局地的な飢饉の原因にもなった。

害虫では、樹木に寄生して樹木の形成層を食害して樹木を枯らす甲虫（キクイ虫）の分布も広がりはじめ、日本では広範囲に「なら枯れ病」が発生している。また、米国では、別種の甲虫による食害が中部から東部の州にわたり広範囲に広がり、広葉樹の枯死が発生している。被害は現在も拡大中であるが有効な対策法がない。

植物がどのくらいの高温に耐えられるか、耐熱性であるはずのサボテンの熱波による枯死（米国）が報告され、温暖化による植物の病虫害への抵抗性の低下も報告されている、植物の温暖化に対する適応力にも限界があり、温暖化に伴う生物生態系の変化に注意が必要である。自然界のすべての生物群は、単独では生存できず、すべてが「食物連鎖」の中に組み込まれて相互依存の関係にある。人類はこの食物連鎖の頂点にあり、食物連鎖の均衡が崩れると、人間は最も大きな影響を受ける存在となるであろう。

5) 数十年後の近未来はどうなるか。

温暖化により、2023年は、ヨーロッパの多数の都市で「40°C越え」を経験したが、日本でも、各地の夏の気温が「40°C」を越える時代が目前に迫っている。そのため、夏場の冷房が必須になってくるが、その冷房に大量の電力が必要になる。さらにAIの普及で使用電力量の増大が予測されており、この電力をどのように確保するか大きな課題である。また、巨大河川では、灌漑用水確保のためのダム建設によって「水利権」の国際紛争も起こりはじめている。インドシナ半島の大河、メコン川では近年水量が減少し、近隣国間で対立が起こっている。アフリカではナイル川の水利権をめぐる、エジプト、スーダン、エチオピアの対立が発生している。温暖化による水問題の増加は、やがて食糧生産に悪影響を及ぼし、国際紛争の引き金になる可能性も高い。

COPが2050年に向けて計画した、地球温暖化抑制のための到達目標「ゼロカーボン社会」の実現は、先進国と発展途上国間で利害の調整が難しい。その時に起こりうる災害や紛争にどう対処するか、日本は独自の準備が求められる。温暖化による生活環境の激変は難民の増大を引き起こし、人口増加の続くアフリカ大陸からヨーロッパへ脱出する難民はさらに増加するであろう。

6) 21世紀は何が求められる時代なのか。

現在進行中の地球温暖化を抑制するためには、地球規模でCO₂の排出抑制に取り組む必要がある。しかし、現在のところ、解決の着地点がまだ見えてきていない。課題の規模が巨大で、国家間の利害調整のハードルが高いからである。この問題解決には、地球史における人類の文明を俯瞰して、そこから現代文明のありかたを再度考察し、地球規模で価値観の転換とその共有が必要である。

地球の地質年代史から見て、現代は、人間活動の巨大化によって新たな「地層」が出現しており、現代は「人新世」〈人類の活動で地球環境が変化し、地質に変化が生じた時代〉と位置けられるようになった。21世紀は、この「人新世」をどのような時代にするのか、文明のあり方を再検討が求められている。

現在、温暖化は加速化しており、このまま温暖化が進行する可能性も高く、その時、日本は独自の地理的条件を考慮した準備が必要である。温暖化の究極的課題は、異常気象による地球規模の食糧不足であるが、日本の食糧自給率はカロリーベースで38%と先進国では最低で、これを少なくともスイス並みに50%に引き上げる必要がある。そのためには、温暖化に対応した農産物の新品種の開発、台風、豪雨、熱波に対応した治水の再構築が求められる。またエネルギー源として、国連の2050年目標である「カーボンフリー社会」(CO₂排出収支=0)の実現のため、自然再生エネルギーの利用とさらなる技術革新を進める必要がある。

個人レベルでできるCO₂排出量削減には限界もあるが、個人生活における使用エネルギー量の削減も重要課題で、生活スタイルの改善によって、化石燃料の使用量を減らし、消費電力を削減する努力も必須である。米国の一部都市で始まった芝生空間への樹木植栽、建物南面への落葉樹植栽など、植物による防暑効果によって、使用電力量削減が期待される。また、使用する紙の量をさらに減らし、CO₂吸収のための森林保全、再生の推進も必須である。

地球温暖化と生物生態系 忍び寄る巨大リスク

神田尚俊

(東京農工大学、名誉教授)
(元) Fogarty fellow, Harvard University

「お話し」の概要

1. 地球温暖化とは → 二酸化炭素が主因
2. 温暖化で、何が起こるか。
気候変動 → 異常気象 → 自然災害の巨大化
→ 生物生態系の変化 → 制御可能か？
近未来(数十年) → 食糧危機？
3. 国連IPCC: 2050年に脱炭素社会を目標
 - 1) 世界 → 国家間の利害調整は？
 - 2) 日本 → SDG運動、技術革新、国土保全？
 - 3) 個人 → 意識改革 → 教育: 「人新世」？

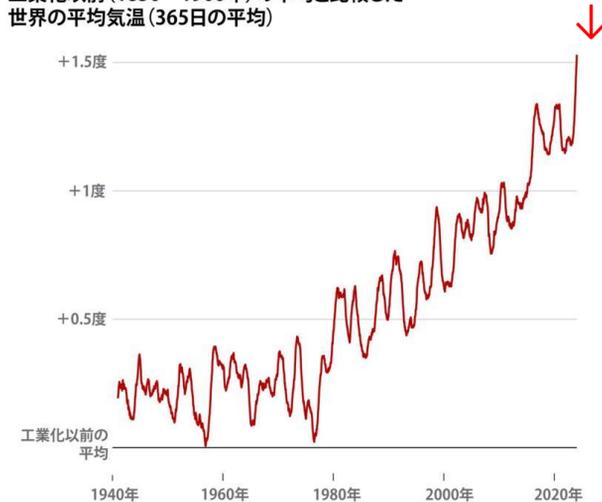
温暖化の現況

1. 2023年は観測史上最高気温なった(1/10/2024)
2. 2023年の平均気温は、1.48°C上昇
 - * 国連IPCCの2030年目標は1.5°C以内、
残りの6年間の温度上昇を0.02°C以内にできるか。
3. 2024年の夏は、2023年を越える猛暑の夏か。
(国連総長、グテレス氏の警告: 温暖化が猛暑化の時代)
4. 海水温が2014-2023年の10年間で0.2°C上昇。
5. 2024年は地球温暖化で何が起こるか。
(最新情報)すでに、1.5°Cを越えた。(6/2024,BBC)
(ERAS/C35/ECMWF:コペルニクス、ヨーロッパ気象機関)

温暖化は既に1.5°Cを越えた

気温上昇が年平均で1.5度を超えた
工業化以前(1850~1900年)の平均と比較した
世界の平均気温(365日の平均)

1.52°C(2024年)



出典: ERA5、コペルニクス気候変動サービス/欧州中期予報センター

BBC

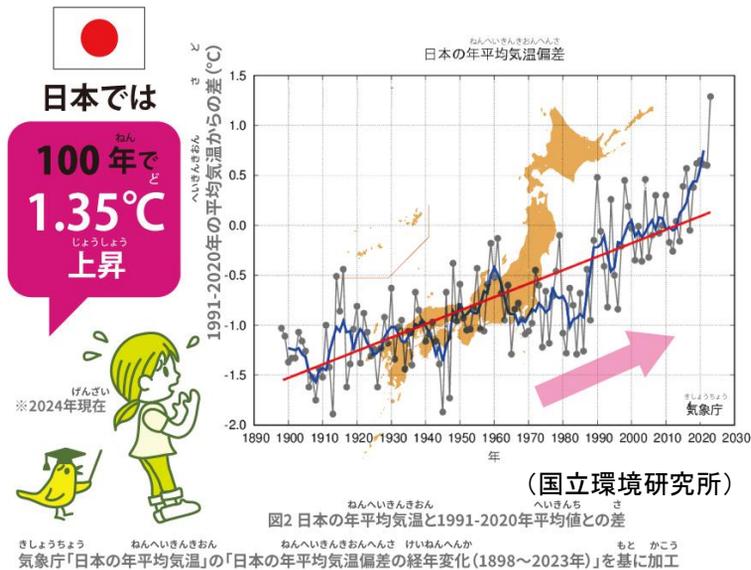
地球史(地質年代史)から 見た温暖化

1.000年~10.000年に1°C

人類の近代史から見た温暖化
過去100年で1°C

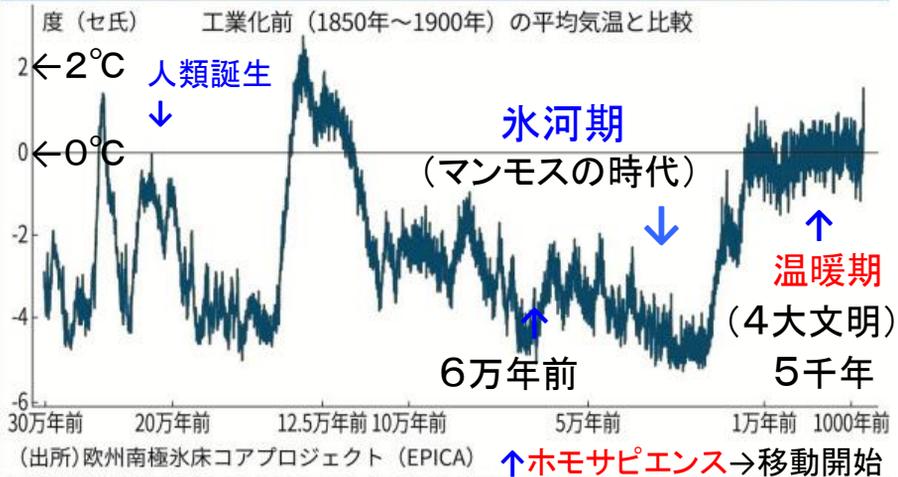
(日本:1.35°C)

日本の過去100年の気温上昇



過去30万年の気温の変化(推定値) (温暖化と寒冷化:太陽活動の変化)

南極で採取された氷床コアサンプルに基づいた気候モデル



「成長の限界」 - 人類の危機 -

(ローマクラブ報告書)
(1972年)

西暦2000年のCO2濃度を
予測し、ほぼ的中した。

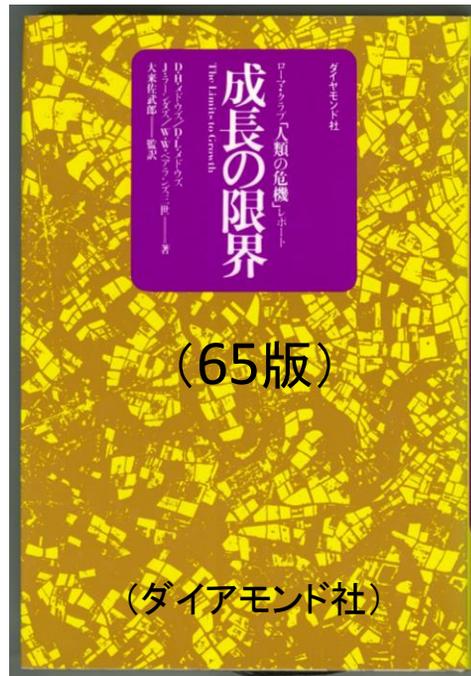
The Limits to Growth

A report for

THE CLUB OF ROMAN 'S

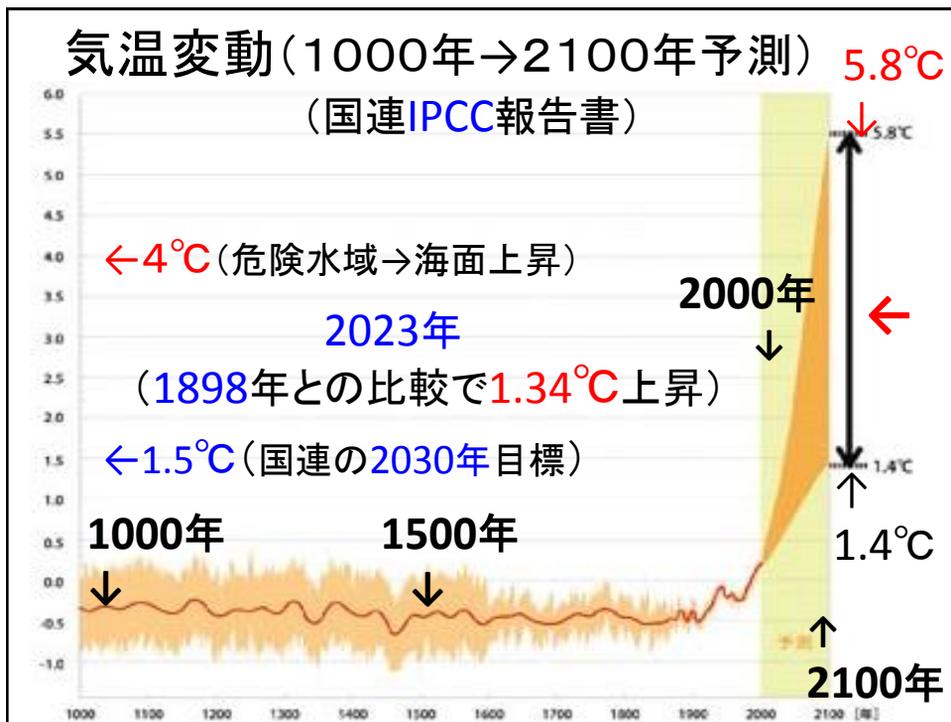
project on the

Predicament of Mankind

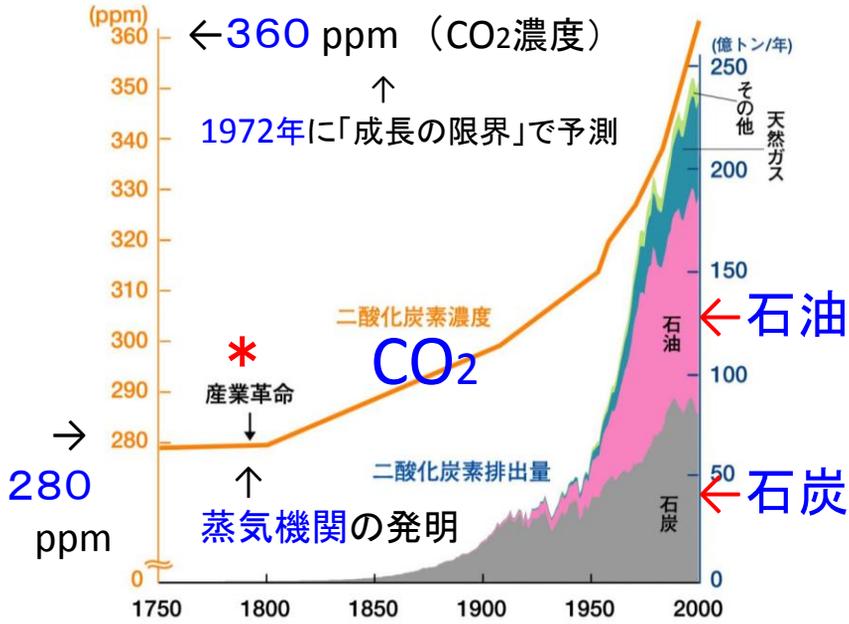


温暖化とは

1. 温暖化の主因は**化石燃料**(石油、石炭)に由来する**CO₂**である。 ← **産業革命**で急増
2. **化石燃料**は、過去**5億年**以上にわたり、地球に到達した太陽の**光エネルギー**が、**植物の葉緑体**による**光合成**により、**化学エネルギー**に変換し、地中に蓄積したもの。
3. 地球で**1日**に使用する**化学エネルギー**量は、過去**100年**から**1000年以上**にわたり地球に到達した太陽の**光エネルギー**に相当。

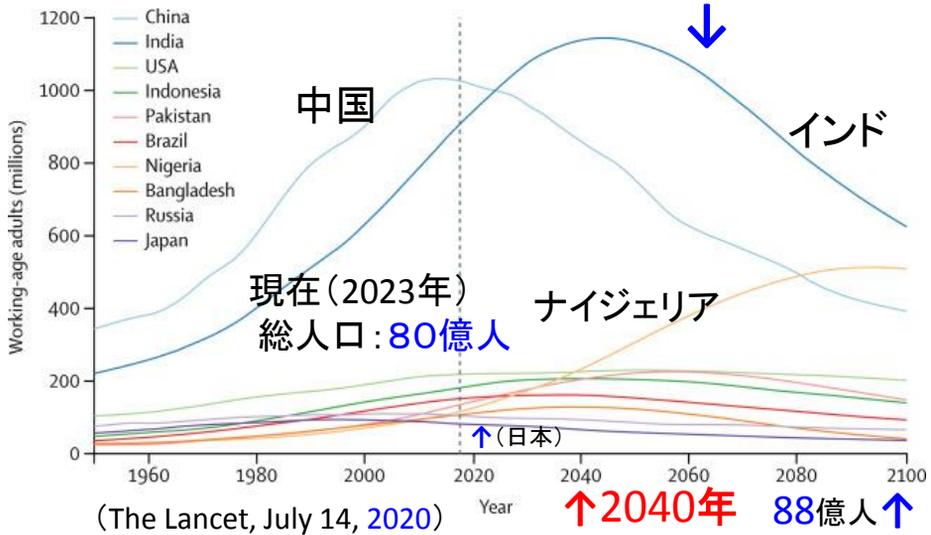


大気中のCO₂濃度の変化 (米国オークリッジ研究所)



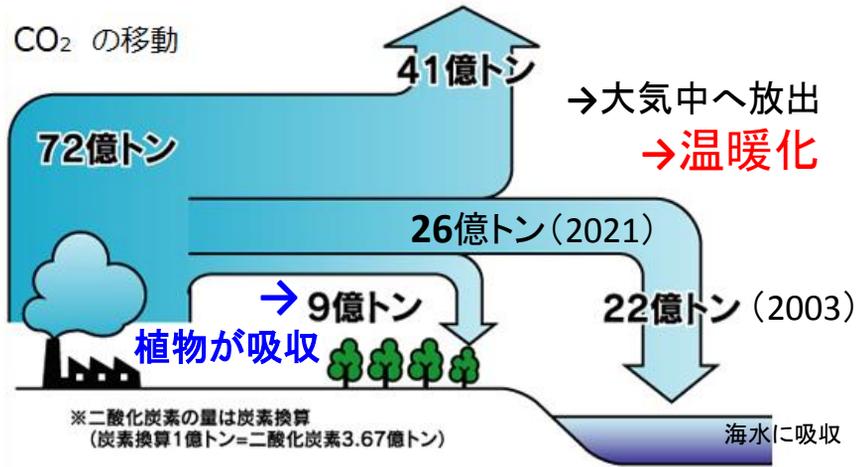
世界の人口動態(推計)

最大人口: 97.3億人: ここから減少 2064年



化石燃料(石油/石炭)から放出したCO₂

CO₂ の移動

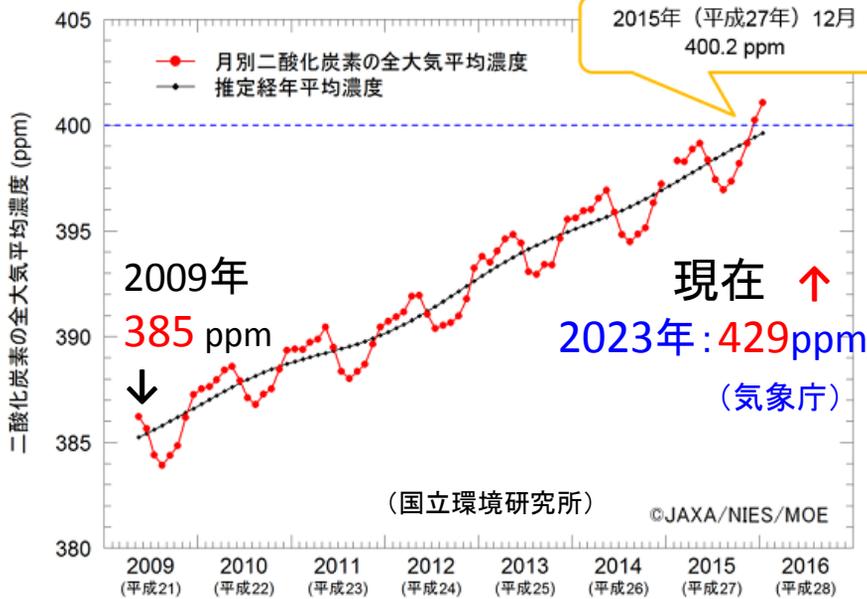


排出された二酸化炭素の行方(2000~2005年の年平均)
出典: IPCC第4次評価報告書

(国連IPCC報告書)

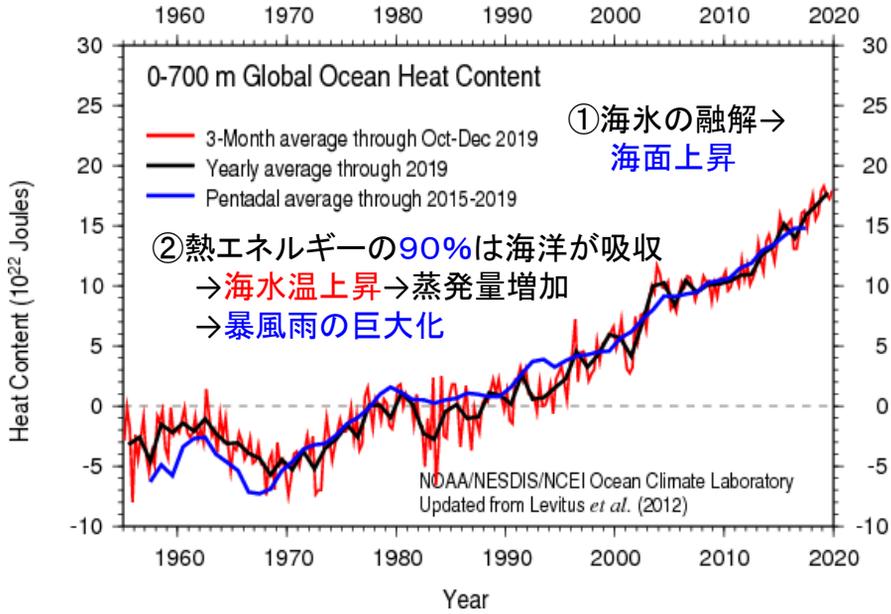
海水温の上昇と酸性化

近年の地球のCO₂濃度の変遷

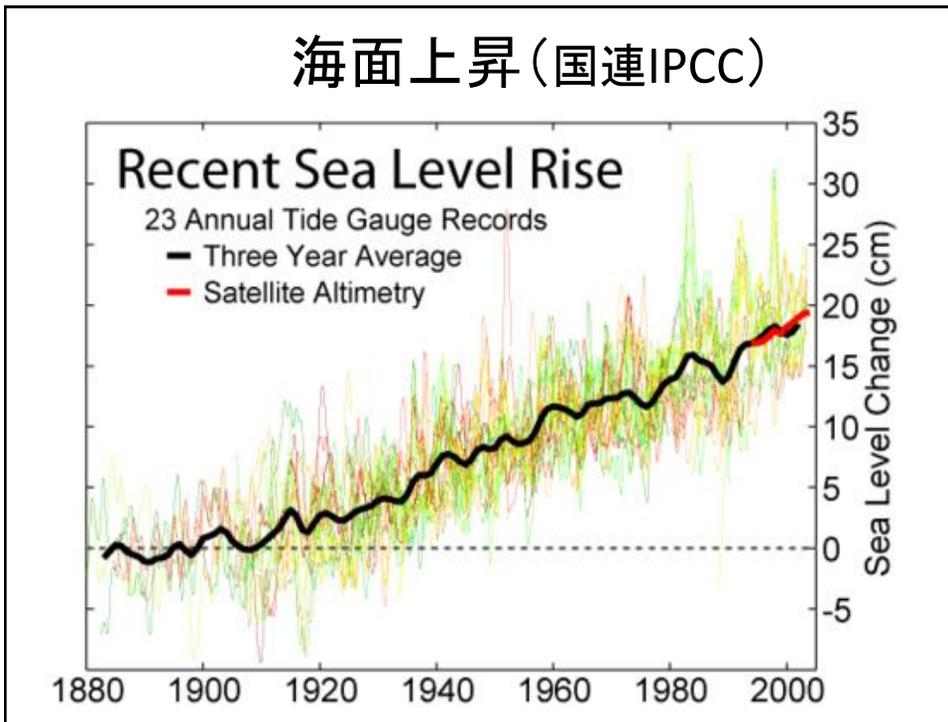


地球の海洋の貯熱量

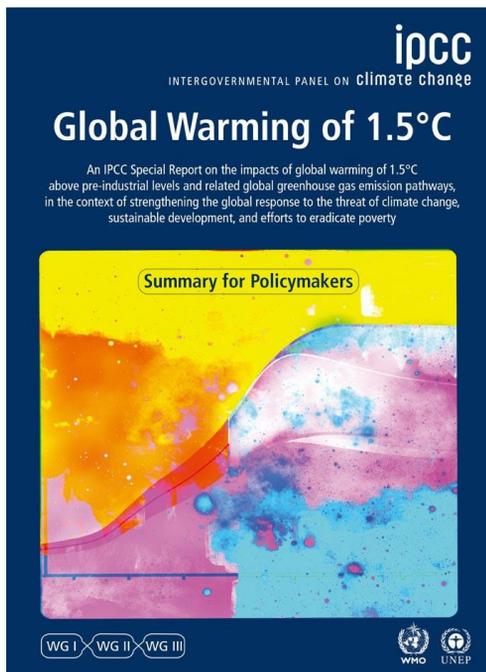
(米国海洋大気庁)



海面上昇(国連IPCC)



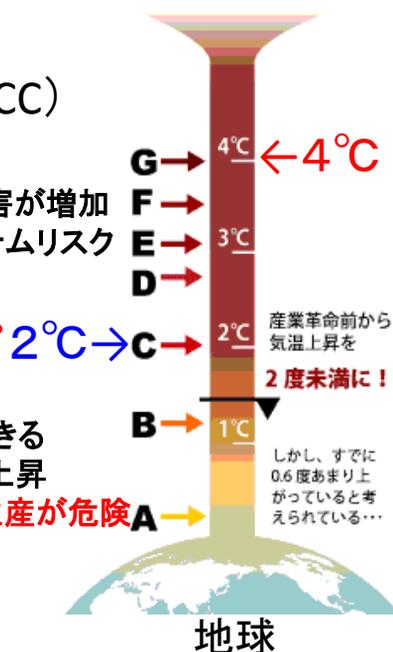
地球温暖化に関する
国連 IPCC 報告書
(2018年10月)



2030年までに
気温上昇
1.5°C以下を達成
できないと地球は
深刻な事態と警告

地球温暖化の
リスク予測 (IPCC)

- A: 暑熱や洪水など異常気象による被害が増加
- B: サンゴ礁や北極の海氷などのシステムリスク
マラリアなど熱帯の感染症の拡大
- C: 作物の生産高が地域的に減少する。
- D: 利用可能な水が減少する
- E: 広い範囲で生物多様性の損失が起きる
- F: 大規模に氷床に消失し海面水位が上昇
- G: 生物種の絶滅リスク、世界の食糧生産が危険

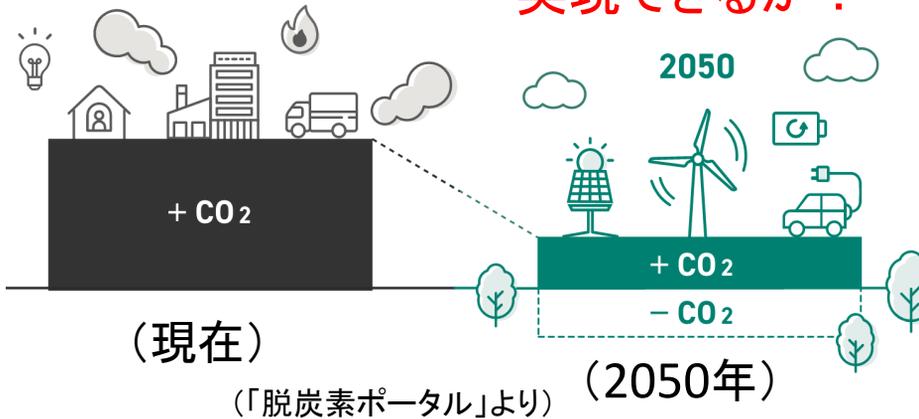


→ 国際紛争の増大

2050年：カーボンニュートラルに

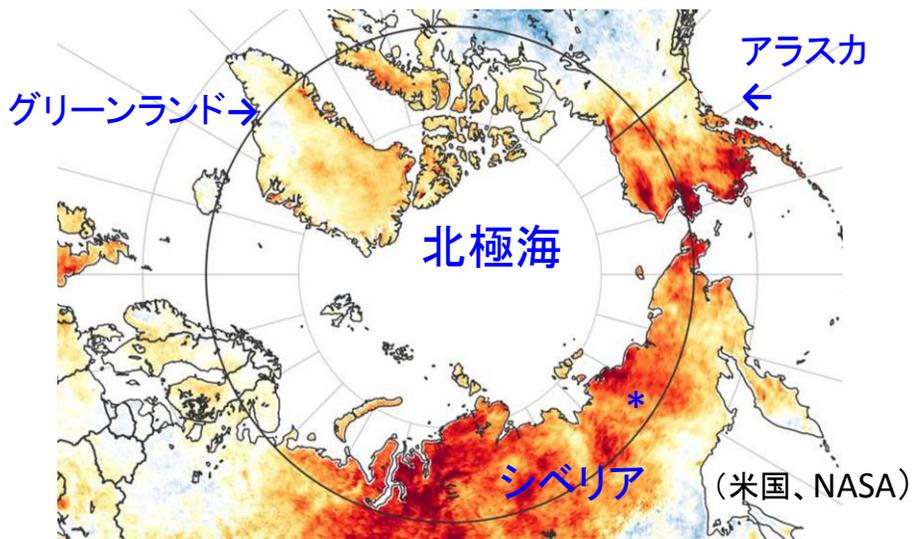
(脱炭素社会：CO₂濃度上昇をゼロに)

実現できるか？



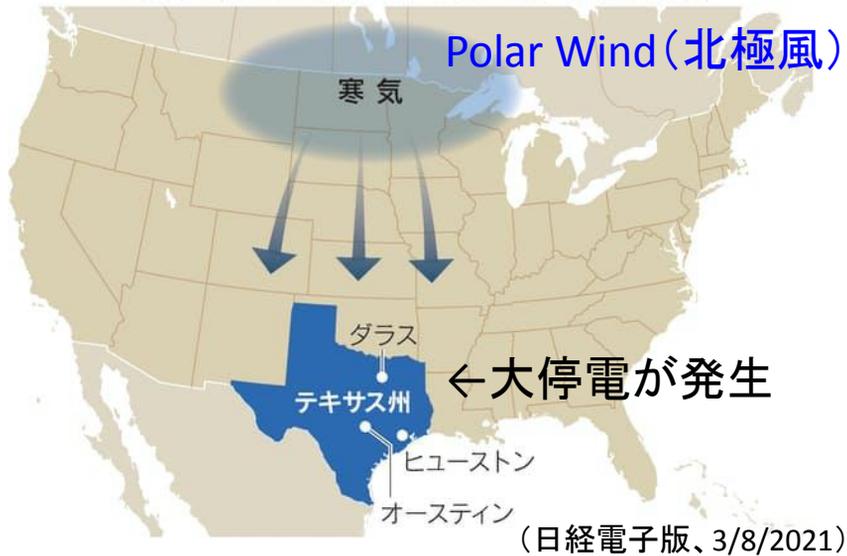
北極圏の温暖化(赤色)

(2020/6/20: シベリアのベルホヤンスク(*) : 38°C)



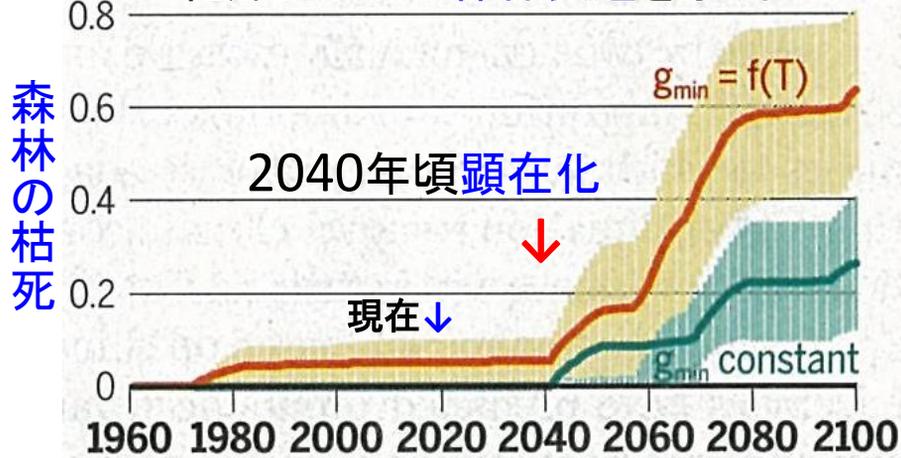
テキサス州の大寒波（零下20度）

2月の寒波は米南部のテキサス州にも襲来した



温暖化：2040年頃どうなるか

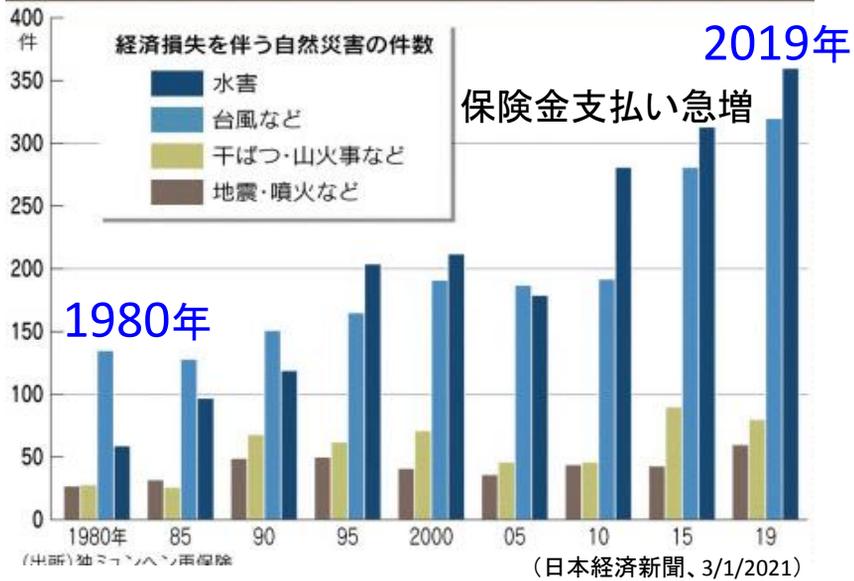
乾燥化による森林衰退を予測



(Science, Apr.17, #6488, 2020)

自然災害の世界的増加(3倍)

自然災害は世界的にみても増加している



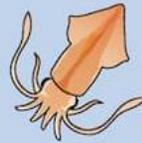
漁獲量の急減

ピーク時比



サンマ

-96.8%



スルメイカ

-95.6%



タコ類

-78.4%

前年比



サバ類

-28.5%



カツオ

-28.6%

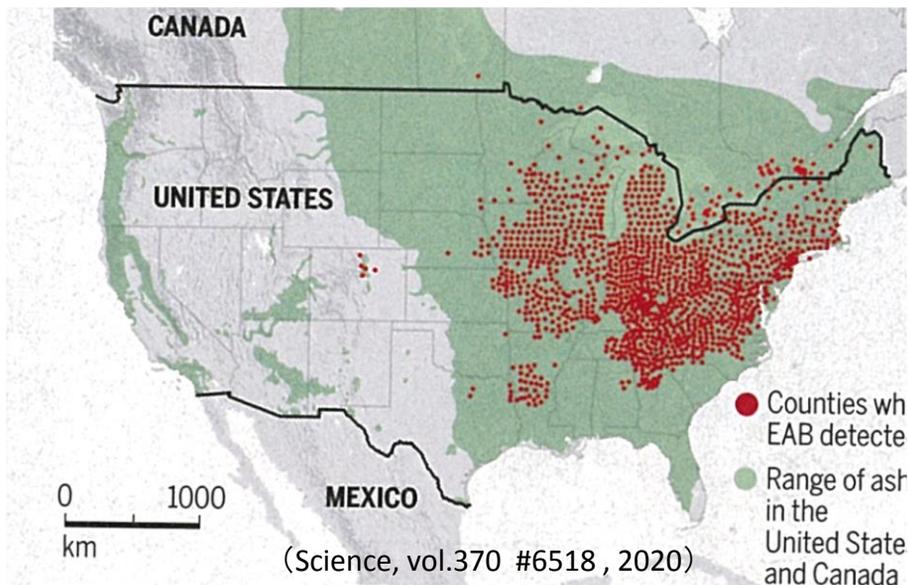
(出所) 2022年漁業・養殖業生産統計

キクイムシとその食害(ナラ枯れ)



(林野庁、東北森林管理局)

米国における“Ash borer beetle(甲虫)”による Ash tree(広葉樹)の食害分布



バッタの減少

CO₂濃度の上昇で餌の植物が低栄養



(米国カンサス州)

At a Kansas site where plants now have less nutrients, this two-striped grasshopper is in decline.

ECOLOGY

(Science, vol. 368, #6490, 2020)

Carbon dioxide increase may promote 'insect apocalypse'

温暖化による米の品質低下

正常米

品質低下米



断面→



農水省
農研機構

温暖化に対するドイツの近況

ドイツ連邦憲法裁判所の判決

(2021年4月29日)

ドイツ政府が2019年に立案した(気候保護法)2030年までの温暖化対策は、2030年までの基準しか示しておらず、2030年以降を生きる世代に対する責任回避に相当し憲法違反である

(1990年→2030年: 55%のCO₂削減計画)

(ドイツ政府の迅速な対応)

2021年5月8日: 目標値を65%に引き上げ

日本はどうする

1. 温暖化問題は、国家間の利害対立が大きく、調整は極めて困難。(2023年、COP28)
2. 異常気象による世界的な食糧不足に対応するため、食糧自給率をスイス並みに50%(現在38%)に。
3. 長野県1県分に相当する「遊休農地」の再活用。
4. 国土の農地保全のための「治山、治水、森林」政策。
5. 気候変動に対応した作物の選択と品種改良。
6. 温暖化に対応した「公園、緑地計画」の重要性
夏場の高温対策(気温40°Cの時代が目前。)
7. 「人新世」(地質年代史: 人間活動で黒色地層の出現)
→技術論だけでは対応できず価値観の転換が必要か。
8. 温暖化による想定外の巨大リスクに準備。

貿易自由化と西欧諸国への日本の経済外交 1959-62

山口 真人

はじめに

日本の貿易自由化は西欧諸国より 3 年遅れたが、西欧諸国が 1950 年に EPU¹ (European Payments Union: 欧州決済同盟) 結成後貿易自由化を 10 年かけて実現したことと比較すると、短期間に集中的に行われたことに特徴がある²。

戦後占領期および復興期に外貨不足に陥った日本は、外貨不足に陥らないように、厳格な外貨予算制度を導入し海外からの輸入に制限をかけながら、国産品を愛用するという保護貿易を続けていた³。海外から強く要請された日本の貿易自由化は、日本の国際競争力のない産業や農林業を衰退させ、社会問題を引き起こす可能性のあるものと考えられ、第 2 の黒船として忌み嫌われていた。

では、なぜ日本がこのような短期間で貿易自由化を実行できたのだろうか。戦後の日本は米国との貿易は、米国からの強力な支援もあって戦前期よりも緊密な貿易関係にあったけれども、日欧間の貿易は対日貿易に積極的でない西欧諸国の意向もあって貿易量が少なくしかも多くの対日輸入制限が行われていた。

本発表の基本的な問いは、対日貿易に積極的でなかった西欧諸国に対して、日本は何故短期間に貿易自由化を実行できたのか、国際関係を動かしたものは何か、その解明を目指すものである。

これまで日欧間の貿易に関する研究は少なく、森建資「1950 年代の日英通商関係 (3・完)」『東京大学 経済学論集』7712、(2011 年)、山口真人「GATT35 条援用撤回問題と日英通商条約『国際政治 212 号』(2024 年)、鈴木宏尚「GATT35 条対日援用問題」『国際政治 212 号』(2024 年) などがある⁴。森論文は英国側 1 次資料に基づき経済と貿易理論を中心にして英国側論理を解明しようとした論文であり、山口論文は日英双方の外交一次資料に基づき経済と貿易理論を中心として日英双方の論理を解明しようとした論文である。ただし、両論文共に日英貿易について論じており日欧貿易についてはテーマ外である。鈴木論文は、ナショナリズムや冷戦や帝国という政治論理を取り入れ日欧間の貿易差別問題を解明しようとしたものであり経済貿易論理に基づく論文ではない。

本論文は日欧間の貿易拡大が成功した理由を、日英の外交一次資料⁵に基づき経済と貿易理論を中心にして解明した論文である。

1. 西欧と日本の貿易状況

1.1 西欧貿易事情

欧州地域には多数の国がひしめきあっているため、1 国単独で経済活動を行うのではなく、相互に貿易を行い国際分業することによって欧州経済を発展させてきた。ところが、第二次世界大戦直後は、戦災により各国の産業基盤が大きな痛手を受けていたことと、各国通貨間に交換性がなかったため、貿易がほとんどできなかった。欧州域内の貿易拡大は、米国のマーシャルプランによる経済援助計画がきっかけとなって、西欧 18 か国が 1950 年 7 月に EPU を設立してからである。EPU は多角的決済制度と自動的信用供与の二大機能を提供し、加盟

国間の貿易決済を支援したので、欧州各国の域内貿易は拡大し、欧州各国の経済復興および成長を実現していった。欧州域内の自由化率⁶は90%を超えて活発化することができたのである。

欧州と北米との貿易については、その重要性にもかかわらず欧州側の入超が続き通貨としてのドル不足が足かせとなり、自由な貿易が実現できていなかった。ところが、1958年12月になって、米国ドルと欧州の主要国通貨の交換性を回復させることができるようになった。ここから西欧諸国は北米（米国、カナダのドル圏）との貿易を急速に拡大させたのである。貿易拡大は対ドル圏との自由化率拡大だけでなく、欧州共同体との目標が掲げられ、関税率を下げたさらに貿易自由化を進める動きになり、欧米地域において先進国同士が密接に連携する自由貿易がブームになったのである。

1.2 日本の貿易事情

1950年代の日本の貿易政策では、外貨危機を如何に克服するかということが最大の課題であり、そのために大蔵省は外貨予算制度を運用し、輸入を予算に基づく許可制にすることにより輸入を制限していた。ただし、一部の輸入についてはAA品目として自由に輸入することを可能にしていた。日本の自由化率は、1959年度基準で見れば、22%（1956年）、31%（1957）、33%（1958）であり、西欧諸国の対ドル地域自由化率に比べ大幅に見劣りしていた。原料の乏しい日本は、貴重な外貨を使って原料を輸入し、それを加工して工業製品として輸出し、ようやく輸入に必要な外貨を稼ぐわけであり、外貨不足が生じると景気が後退するので、経済成長を長く続けることができなかった。正に、外貨問題が日本経済のボトルネックと心配する人が多かった。もちろん、海外の輸入製品と競争する国内の生産業者は、当然ながら競争を恐れて貿易自由化に反対していた。しかし、日本製品の輸出が増え外貨準備高が拡大して輸入制限の必要性は薄れ始めており、貿易自由化が日本にとってふさわしい、むしろ歓迎すると考える人々も多数おり、貿易自由化について日本国内では賛否両論で意見集約は難しかった。

日欧間の貿易拡大という点から見ると、大きな障害が3つあった。1つは欧州主要国がGATT⁷35条を援用し日本との正式なGATT関係を持たないと宣言していたこと、2つは欧州諸国の対日貿易差別（輸入制限項目）が多かったこと、3つは欧州諸国が日本製品の強い競争力を恐れていたことである。

1.3 欧州諸国のGATT35条援用

戦後英米が中心となって国際貿易の拡大を目的にGATTが設立され、加工貿易によって経済立国を目指す日本にとってGATTは待望の制度であった。しかしながら、国際社会の多くの国が日本の参入を歓迎しなかった。1955年9月10日にアメリカの強い推薦があつて日本はGATT加盟を果たしたが、英国が率先して日本に対してGATT35条を援用したのである。英国の意図は日本の加盟には賛成するが、日本とはGATTの関係に入らないことであつた。

日本にとってさらに悪化したことは、この英国の動きを見て、3分の1以上の

GATT 加盟国が日本と GATT 関係に入ることを拒否したことである。1961 年 5 月時点で、英連邦諸国（イギリス、オーストラリア、ニュージーランド、南ア連邦、ローデシア・ニアサランド連邦、ガーナ、ナイジェリア）と西欧諸国（フランス、オランダ、ベルギー、ルクセンブルグ、オーストリア）のその他（カンボジア、キューバ、ハイチ、チュニジア）の 16 か国⁹が日本に対し GATT35 条を援用していた。

GATT35 条を援用するとは、「二締結国間に関税交渉が行われず、一方の国が加入した際に、他方の国が GATT 適用（最恵国待遇の付与など）に同意しない場合、両国間に GATT を適用しない（35 条の条文⁹）」ことであり、正式な GATT 関係の成立は将来条件が整うまで待つとする考え方である。

日本側を悩ましたのは、GATT 関係の成立条件についての規定が存在しないことであり、どういう条件を整えば 35 条援用を撤回させることができるのかがわからなかった。英国は日英通商条約を締結すれば GATT35 条の援用を撤回すると最初から宣言していた。そこで日英通商条約の交渉を 1956 年から始めてみたものの、通商だけでなく、航海、居住に関する規定を含む広範囲の通商条約がターゲットとされて基本的な原則について合意が成立せず、1959 年になっても 35 条援用撤回に関する交渉は糸口すらつかめていなかった。

1.4 欧州諸国に対日輸入制限項目が多かったこと

欧州諸国の対日輸入制限は、域内（欧州）、対ドル（北米）地域、対日という 3 つの地域に区分してみるとわかりやすい。1962 年 9 月時点の西欧諸国の輸入制限品目数は表 1-1¹⁰である。域内の制限品目が最も少なく、次に対ドル地域、最も多いのが対日制限となる。対日と対ドルの差分が対日差別であると考えることができる。そう見れば、欧州諸国は 3 つのグループに分類できる。対日差別が少ない西独・ベネルックスと、対日差別が多く残っている英仏伊と、対日制限が全品目であるノルウェー・ポルトガルである。

	対域内自由化率 (%)	対域内制限品目数	対ドル制限品目数	対日制限品目数	対日と対ドルの差分	GATT35条援用国
ベネルックス3国	93	20	20	58	38	X
西独	95	65	105	105	0	
イギリス	99	32	59	217	200	X
フランス	95	117	118	389	271	X
イタリア	99	51	80	195	115	
ノルウェー	84	135	135	全品目	950	
ポルトガル	93	113	113	全品目	982	
出典:朝日新聞 1962.8.7 から、GATT35条援用国を追加						

GATT35 条の援用の有無については、意外にも、実際の対日貿易差別との相関性が低いことも見て取れる。対日 GATT35 条援用を行っていないイタリアに多くの対日貿易差別があり、その逆に GATT35 条を援用しているベネルックス 3 国は日本との貿易を重視して対日貿易差別は少なかったのであった。西独とベネルックス 3 国を除いた西欧諸国は、対日貿易を重視しておらず、それゆえ対日輸入制限が多かった。これは単に差別から生じたのではなく、国内的事情や歴史的経緯から生じたものであった。

1.5 西欧諸国は日本製品の競争力を恐れていた

外務省は、英国における対日輸入制限を分析し、その原因を 2 つ指摘していた。1 つは、1930 年代の日本製品が「安い粗悪品である」との記憶に基づく差別である。もう一つは 1950 年代の日本製品が船舶、カメラ、トランジスタラジオ、オートバイについては「安くて品質が良い製品である」と認識され、英国の生産業者を中心にした対日輸入制限が要求されていた。貿易制限では、消費者よりも生産者の声が政治的に大きな影響を持っていて、「日本製品の競争力が強いからゆえに対日輸入制限が不可欠」との認識が有力になっていた。

仏国についても一部の日本品の異常な競争力を恐れており、仏国政府はひとたび市場を日本品に開放すれば市場攪乱が生じるとの危惧を強く抱いていた。

2. 日本の貿易自由化への取組み 1959 年 10 月～1960 年 12 月

2.1 日本政府内部の自由化への考え方

西欧の貿易自由化に対して日本政府は真正面からの取り組みを始めていた。既に 1959 年 9 月 1 日に外務省経済局総合参事官室は為替自由化に積極的な「為替自由化に対する外務省の基本的立場」¹¹を、大蔵省、通産省、経済企画庁、農林省に配布し意見集約を図っていた。外務省では経済評論家の木内信胤からの意見¹²を参考にしていた。木内は以下の様に主張していた。

西欧諸国は、これまでは欧州域内は貿易自由、北米および日本など第 3 世界とは保護貿易を進めてきたが、通貨の交換性実現によって欧州域内と北米は貿易自由、日本など第 3 世界とは保護貿易を進めることとなった。さらに、欧州 6 か国（欧州共同体：仏/西独/伊およびベネルックス）は他の欧州 7 か国（欧州自由共同圏：英/デンマーク/スウェーデン/ノルウェー/オーストリア/スイスおよびポルトガル）と合体して、13 か国で関税引き下げを進め欧州と北米で貿易自由化をもっと大胆に進めてくるであろう。もはや GATT35 条を援用されたから日本は保護主義を続けるとの論理では済まされず、日本は以下の考えに切り替える必要がある。

- ① 西欧を中心に始まった貿易自由化の流れは本流となりつつあるので、もはや止めることができない
- ② 日本は従来からの国産愛用の保護貿易主義を改訂して、国際分業に基づき貿易自由化を前提とした産業政策を整えることに方針転換する
- ③ 北米と欧州の先進国から仲間外れにされないためには、貿易自由化への理念転換をはっきりと表明することであり、大事なことは「輸入貿易の自由化」

でありそれをいい加減にしたのではだめである

- ④欧州が自由化を10年かけて実行したことを参考にして、日本が貿易自由化を迅速に実行するために品目別研究をしっかりと行っていく

これが60年1月の日本政府の貿易自由化声明につながっていった。

2.2 日本政府の貿易自由化声明¹³

1960年1月26日、日本政府は貿易自由化声明を発表し、保護貿易から自由貿易への政策転換を強調した。英国メディアのタイムスは貿易自由化声明に対して、「原綿、原毛の自由化についての日本政府の決定はトレードオフについて熟考した結果である」と好評価し、日本政府の英断を褒めたのであった¹⁴。

2.3 経団連、経済同友会の自由化決意表明¹⁵

60年4月19日、経団連（経済団体連合会）は「自由化に対する意見」を発表し、日本の輸出貿易を拡大し高い経済成長を維持するために、戦後十数年厳格に実施してきた保護貿易を極力自由化することが我々自身にとって必要であることは疑う余地がなく、過去の手厚い保護貿易が企業の合理化に対する真剣な熱意と自主的な企業精神を鈍らせたことは反省すべきであると述べた。

60年7月15日、経済同友会は「貿易自由化対策」を発表し、日本自身が自由化を通じて経済体質の改善を図り長期的発展の基礎を築かねばならないと主張した。貿易自由化には、①産業の自主性を拡充することにより産業活動を活発化する、②外資導入の進展により資金不足の緩和が期待できる、③日本は良質の労働力が豊富なので、長期的に中小企業も国際分業の利益を受ける、④輸出増大によって経済発展、ひいては生活水準の向上を図ることができる、との利点があると指摘した。

表2-1 日本の貿易自由化率の推移

年	月	自由化品 目数	制限品目 数	自由化 率:%
1960	1			37
	4	586		41
	7	61		42
	10	481		44
1961	4	660		62
	7	112		65
	10	500		68
	12	70		70
1962	4	8	492	73
	10	230	262	88
	11	8	254	88

出典：浅井良夫 『IMF8条国移行』27頁から引用し加工

2.4 貿易・為替自由化計画大綱と自由化読本

60年6月24日「貿易・為替自由化計画大綱」¹⁶が閣僚会議で決定を見た。品目別研究を進めた結果として、どの品目から自由化するかについて、3年間の自由化内容の優先度とスケジュールが決定したことが発表された。

12月に日本国民向けに『自由化読本』という小冊子が発刊され、自由貿易の取組みに必要な考えが丁寧に解説され国民に提示された。執筆陣には牛場信彦（外務省経済局長）、松尾泰一郎（通産省通商局長）、酒井俊彦（前大蔵省為替局長）といった面々が名前を連ねていた¹⁷。

こうして日本は貿易自由化を推進し、結果、表 2-1 に示す進捗実績を達成したのである。

3. 西欧諸国との貿易交渉 1960年3月～61年12月

本章では、日欧間の貿易交渉について日英間の貿易交渉を軸にして検証する。日英間の貿易交渉の詳細については、山口論文「GATT35条援用撤回問題と日英通商条約『国際政治212号』（2024年）を参照願います。

3.1 日英通商条約交渉 1960年5月～61年7月

日英間の貿易交渉は、日英通商条約交渉と日英貿易取極交渉の二本立てで行われた。通商条約交渉は中長期にわたる貿易規範を交渉するものであり、貿易取極交渉は年毎の貿易数量に関する交渉が行われた。

1960年5月から、第四次日英通商航海条約交渉が東京で行われた。輸出の自主規制を行う代わりにGATT35条の援用撤回を要求する日本に対し、英国は二国間セーフガード条項+センシティブリストを提案した。

セーフガード条項とは、日本が英国市場を攪乱させた場合に英国市場を守る（セーフガードする）ために発動される措置のことで、市場攪乱の発生状況を監視し、市場攪乱が生じた場合には日本側の輸出を停止させたいことで報復する機能を持つものである。日本側はセーフガード条項の代わりに日豪貿易で実績のある自主輸出規制を日本側が行うと提案していたが、英国交渉団は英国政府こそが主導権を持つことが不可欠であると主張した。

センシティブリストとは、日本からの輸出を是非とも制限したい品目のことで、例えば日英間で激しく競合していた綿製品などがその対象候補となるもので、その中身について英国案が提示された。

日本側は2点について譲ることができなかった。1つは、セーフガード条項が通商条約が無効になっても永続することであり、何故なら現状の貿易差別が未来永劫続くことになるからである。2つは、日本は必要最小限のセンシティブリストは受け入れるつもりであったが、英国案は最小限どころか現状に近い大きいセンシティブリストであったことである。報復措置を行った場合には現状の輸入禁止品目を復活させる内容であった。

英国の論理は最恵国待遇を日本に与えることは不可逆的に運用されるものだから、セーフガード条項は未来永劫英国の権利であるべきだとの論理であり、センシティブリストについては報復時には現状の輸入制限を復活させることができるようにとの論理であった。

要するに、日英間の対立の構図は、日本側が現状改善を求めていたことに対し、英国側は現状維持を望んでいたことに尽きるのであって、日英間は零和（ゼロサム）ゲーム¹⁸になっていたのである。1年間対立が続いた後、1961年7月に展望が開けた。小坂善太郎外相が訪英し期限付きのセーフガード条項であれば英国提案を受け入れると申し入れたのである。英国の商務大臣が政治家らしく機敏に行動し、たちまちのうちに英国の閣僚クラスの了解を取り付け、セーフガード条項は期限付きに変更されたのである¹⁹。英国商務官僚が地団太踏んで悔しがったのは言うまでもない。こうしてセーフガード条項は基本合意となり、センシティブリストについて双方努力すれば合意できそうな見通しになった。ただし、日英双方の不信感がまだ強く残っており、不信感が解消されることも不可欠であった。

3.2 日英貿易取極交渉 1960年3月～7月

1960年の日英貿易取極交渉はロンドンで行われた。英国商務省は日本が通商条約を実行する能力があるかどうかについて基本的な疑念を抱いていた。何故なら多くの発展途上国はブラジルやインドの様に輸入代替工業化政策を採用し国内工業を保護する保護貿易政策を採り、貿易自由化の実行に躓いていたからである。そこでお互いの輸入改善価値²⁰を品目別に細かく算定して均衡させる「ポンド対ポンド原則(以下ポンド原則と略す)」²¹を踏み絵として採用し、日英双方の輸入改善価値を競争させたのである。英国から見てポンド原則の利点は2つある。1つは日本側の輸入改善価値を大きくすれば、英国の輸出産業のビジネス機会を大きくすることが期待できる。2つは、ポンド原則はGDPの大きい側が有利であり、GDPの大きい英国は負けて追い込まれる可能性が少ないことである。

しかし、日本には有力な新たな状況が生じていた。前述のように、1960年4月から貿易自由化が始まり多くの品目で輸入制限の解除が予定されていたからである。日本の交渉団は、英国から出来るだけ多くの輸入可能品目（OGL：Open Government License）獲得や品目別数量制限（クォータ）の増量を求めて邁進した。日本は輸入制限解除方式として、輸出国を限定しない形で当該品目にのみ設定されるグローバルクォータを初めて設定し、英国が輸出を望む小型乗用車、工作機械などに適用した²²。

日英双方の輸入改善価値の見積もりには大きな差異が生じていた。そこで、商務省は輸入改善価値については一年後に実績精算すると約束し日英合意が成立した²³。

1960年7月15日、日英貿易取極が発表され、それは日英両国から驚きをもって迎えられた。なぜなら今回の輸入改善価値は少額であったけれども、従来は極小に近い値であったことと比べれば、日本からの輸入制限が大きく解除されたように見えたのである。英国では日本との競争にさらされた業界から、「商務省は日本に好意的である」との批判が盛り上がった²⁴。

3.3 顕在化する貿易自由化の効果

日英通商交渉が停滞する一方で、英国の機械類の対日輸出は急増していた。

1959年に3,900千ポンドだったものが、60年には6,800千ポンドの実績となり、61年には9,000千ポンドに急伸する見込みとなった。英国商務省は、「最近の日本の自由化は英国の予想以上で、昨年の英国の予想を大幅に上回るものであった」と貿易自由化の成果を率直に認めている²⁵。対日輸出増大によって、輸出産業が英国の貿易政策に与える影響が増大することになった。

一方、自由化の進展に伴って輸入改善価値について、予想をはるかに超える不均衡が生じた。1961年6月に行われた貿易実績の検証では、英国側の輸入改善価値が809千ポンドに対して、日本側は3,648千ポンドとなり、4.5倍もの開きが生じた²⁶。日本は英国に対しポンド原則による輸入改善価値において、大きな貸越を持つ国に変化したのである。

その理由を以下に考察する。マクロに見れば、輸入改善価値は自由化された日本市場に比例すると考えられ、自由化で増分した日本市場の大きさ(金額)＝自由化率の増分×日本のGDPと考えられる。61年の日本のGDPは英国の60%の規模であったから、日本の自由化率増分に対し、均衡させるには、英国は対日自由化率を日本の自由化率の60%ぐらい増分させる必要があったにも拘らず、英国側の実行した対日自由化率は小さすぎたことと日本のGDPは人口が多いこともあって意外に大きかったのである。

3.4 追い込まれる英国商務省 1961年8～10月

日英両国は、まず61年の貿易取極交渉に取りかかった。交渉は8月25日から東京で始まったが、日本の貿易自由化はさらに進展して輸入改善価値の日本側貸越は9,200千ポンドにまで膨らんでおり、英国側の返済額が争点となった。商務省は不均衡の源泉となっている「ポンド原則」の取り下げを日本に要望すると同時に、今回返済できるのは1,800千ポンドであると回答したが、交渉を通じて3,800千ポンドまで増額すると再回答した。この過程で日本側に明らかになったのは、英国側の輸入改善余地が残されていないことであった。同年10月には日本のさらなる自由化が予定されていたこともあり、英国が追い詰められたのは明白であった。

しかしながら、日本側は貿易取極交渉をめぐって英国に意趣返しすることは、自らの利益にならないと理解していた。貿易自由化を進めた結果、全体として日英の経済関係が良好となっていたこともあり、建設的に解決できる道を望んでいたのである²⁷。それゆえ日本は、9月21日に10月自由化分の500品目を英国には無条件で均霑することを宣言した。これを受けて、商務省は対日経済交渉全体が危機に陥っているこの事態を打開するために、ロンドンに戻り貿易取極と通商条約の交渉を同時に進めることを本国の閣僚に上申した²⁸。貿易取極交渉で対日輸入制限を大幅に解除しなければならないことは必然だったので、貿易取極交渉と通商交渉の整合性を確保しながら対日譲歩を行うことが必要と認識したのである。この上申案が採用され、10月7日、英国は日本にロンドンで通商条約と貿易取極の交渉を同時に進める旨の覚書を提示した。日本側はこれを歓迎し、早期の交渉再開に同意した²⁹。

3.5 英仏伊3国に対する日本の差別自由化交渉 1961年11～12月

ロンドンでの交渉はさらに緊迫するものに変化した。「貿易自由化を半年早めて、1962年10月には自由化率90%達成する」と日本が発表したことに加え³⁰、12月に70品目を自由化するにあたり日本は新戦術を採用したからである。

貿易自由化によって、日本が自発的に輸入制限を急進的に解除した。これに対し、公平性の観点から相手国が対日輸入制限を解除することを日本側は期待していた。しかし、1961年4月を超えても、英仏伊三国は対日輸入制限の解除が十分でなかった。所謂ただ乗り³¹が生じているわけで、日本側に不満がたまることになった。

英仏伊三国の対日制限品目数を表3-1に示す。ただ乗りが続いているこの状況に対し、日本は逆差別の可能性を交渉カードにして、英仏伊から輸入の自由化を勝取る戦術を採用したのである。これを差別自由化交渉と呼ぶ。逆差別とは自由化を均霑しない（対象国は日本から輸入制限される）ことである。

61年12月に予定した日本の自由化品目には自動車、トラクターがあり³²、英国はここで日本から均霑されない（英国は輸出できない）ことはとても耐えられなかった。日本側は、東京に佐藤栄作通産相が外務省と通産省を統括し最終意思決定者として³³、欧州にはGATT閣僚会議に出張中の藤山愛一郎経済企画庁長官（GATTの日本代表大臣）が待機し、逆差別の実施というナイフを手にしたのである³⁴。

	対日輸入比率 欧州全体＝ 100	対日輸出比率 欧州全体＝ 100	欧州域内 制限品目 数	対ドル地 域制限品 目数	対日制限 品目数	対日一対 ドル制限 品目数
フランス	3	8	135	136	492	356
イタリア	6	3	46	76	307	231
イギリス	25	25	70	30	280	250
備考	1.品目数は、ブラッセル関税分類4ケタ（総数1096）に基づく 2.4ケタを基準とした番号下の品目が全部自由化されている場合と その一部のみ					
出典:	「英仏伊の輸入差別措置」外務省経済局欧州課 1961.11.14					

ロンドンでの交渉は11月15日から開始したが、英国は対日差別について大幅譲歩の姿勢を早期に表明したことによって、17日に英国は逆差別の対象外になった。仏国は貿易自由化の便益を十分享受したと認め対日差別の改善に歩み寄った。24日に仏国も日本への譲歩を約束し差別自由化の対象外になった³⁵。仏国は最後に一波乱があった。12月11日に突如セーフガード条項を要求してきたが、18日に仏国は要求を取り下げ合意に向かった³⁶。12月22日にロンドンにて日英貿易取極、パリにて日仏貿易取極について合意となる。

伊国は譲歩しなかったが、日本は伊国のみ逆差別を適用することは見送られた³⁷。

実際の貿易交渉に当たった外務省経済局スターリング地域課長鈴木干夫は以下のように記述している³⁸。

条約第5次ロンドン交渉においては、貿易取極交渉(1961年11月-12月)も並行して行い、実績(英国の対日輸出入実績)検討を行った結果、わが方(日本側)の貿易自由化が英国側の予想を上回る効果をもたらしていることが明らかになった。同時に英国の対日輸出がここ数年間に2倍以上に伸びていることも判明した。この事実が英国の日本市場に対する評価の改善に大きく寄与し、ひいて英国に条約の早期妥結の気運を盛り立てるに至ったことは看過し得ないところである。

差別自由化交渉は、英仏両国に対する日本側勝利で終わり、今回初めて採用した差別自由化戦術が外務省ですら驚く大きな効果があったことが報道された。伊国に対しては、セーニ外相が61年7月に小坂外相に約束した対日差別を対ドル地域並みに改善する努力をするということを遵守するよう、外交要求を継続した。

西欧諸国は、日本がアメ(輸入の自由化)とムチ(差別自由化)の両面から対日差別の解消を求める姿勢に変化したことを認識せざるを得なくなった。

4. 池田首相の欧州への首脳外交

4.1 西欧諸国が開始した対日関係改善外交

1960および61年に日本が急進的に貿易自由化を実行したことにより、西欧諸国は2つのメリットが生じたことに気付いた。

- ①日本が先行して輸出市場を開放したことにより、対日輸出が増加するという実利を産んだこと。日本の輸出については、秩序を尊重し市場攪乱を発生させなかったこと。
- ②日本が西欧諸国と同じ価値観(自由貿易)を引っ提げ、その市場の大きさ、市場の成長性の高さという2つの魅力を備えた貿易国として登場してきたこと。

二つのメリットを見て、西欧諸国は対日経済関係を改善する動きを始めたのである。こうして、オーストリア、英国、オランダ、ベルギー、ノルウェーは対日関係改善外交を仕掛けてくるようになったのである。

オーストリアはGATT35条の援用国であったが対日差別品目数の縮小に動いた。貿易交渉は、1962年6月4日から7月17日までウィーンで行われ、オーストリアの対日差別品目数は、取極前の約700品目から約300品目に縮少した³⁹。ただし、35条の援用は継続した。

英国は、1962年4月11日から5月1日にかけて、ロンドンおよびバーミンガム両商工会議所の代表18名からなる英国民間貿易使節団⁴⁰(団長キルマーノック・ロンドン商工会議所会頭)が来日して、日本市場を調査した。エロール(Frederick Erroll)商務相も4月25日に来日して調査団に合流し、日本経済に

対し理解を深めた⁴¹。調査団は帰国後、“Opportunity in Japan”を報告している。資本財については日本市場で有望なのは米、西独、英の3国であるが米と西独が先行しており、技術輸出に注力すれば英にとっても資本財輸出が十分可能であるとのこと。消費財について英の伝統的高級品が有望であること、例えばスポーツカーなどの高級車、ウイスキー、毛織物、などが指摘された。対日輸入差別の撲滅については、英の生産業者が対日輸出の拡大を求めてこれを支持することが不可欠であると指摘され、ようやく英も対日貿易拡大に向けて本格的な対応ができるようになったと言える。

オランダについては、1962年3月にルンス・オランダ外相が来日し天皇陛下に謁見、池田首相及び小坂外相と会談した⁴²。

ベルギーについては、1961年9月にフォン・ゼーランド元ベルギー首相が来日し天皇陛下に謁見し池田首相他と会談した。1962年5月に王弟アルベール殿下を団長とし官民合同の27名からなる経済使節団⁴³が来日し、日本市場に対する理解を深めていった。

ベネルクス3国(オランダ、ベルギー、ルクセンブルグ)については、1962年の輸入制限についての協議を1962年5月22日から8月31日までヘーグで行い、9月17日に書簡の交換が行った⁴⁴。

ノルウェーについては、1962年10月にランゲ・ノルウェー外相が来日し池田首相、大平外相と会談した⁴⁵。

4.2 日英通商条約の最終合意

日英通商航海交渉の収束は、GATT35条撤回の代わりに、セーフガード条項とセンシティブリストの内容に何を盛るのが争点であった。日英交渉団は61年12月の交渉以来信頼できる関係になり、セーフガード条項は片務的な内容を双務的な内容に変更して合意が成立した。センシティブリストについては、日本の重工業製品の輸入を禁止することは止めて、日本が伝統的に強い綿繊維と陶磁器について輸入を制限することで合意に向かった。

英国が175個の制限品目を撤廃する代わりに、英国に18個の品目の輸入制限を最大5年以内に限りそれぞれの最大数量と有効期間を定めて実施すること、同時に61個の品目(繊維とトランジスタ関係)については日本側が自主輸出規制(VER⁴⁶)することが日英間の合意となった⁴⁷。

自由化を達成した日本自身が実は輸入制限品目を262個も残していたこともあり、これらの妥協については日本政府にとっても納得性のあるものだった。

4.3 池田勇人首相の西欧諸国への首脳外交⁴⁸

1962年11月5日から21日にわたり、池田首相は西独、仏、英、ベルギー、伊、蘭を訪問した。

日本側の強みは、次の通りであった。これらは日本の貿易自由化政策が生み出した成果であった。

- ①1962年10月に日本の貿易自由化率が88%になったということ
- ②西欧諸国の間に対日輸出拡大が今後もさらに期待できるとの認識が広がったこと

③対日輸入制限の厳しかった英国との間に通商条約を締結すること。

池田首相は訪問国首脳に対して、具体的に次のような提案と要請を行った。そして、これらの合意を共同コミュニケとして発表した。

- ①無差別の原則に基づく両国間の貿易の増進
- ②GATT35条の援用撤回交渉を開始すること(対仏、対ベネルックス)
- ③訪問国と日本間に信頼感を醸成させるため、相手国首脳の来日を要請
- ④日本のOECD⁴⁹加盟についての支援

4.4 日本のOECD加盟

1963年7月26日、日本が欧米先進国の集まりとされてきたOECDに欧米以外の国として初めて加盟することがOECD理事会の全会一致により承認された⁵⁰。

これは、欧米先進国の集まりとされるOECDにおいて①経済成長、②開発途上国支援、③自由かつ多角的な貿易の拡大という加盟資格要件を日本が満たしたことを意味しているが、その中でも日本が産業界をはじめとする各界の人々の努力で貿易自由化を急伸させたことが、実質的に大きな意味を持った。

こうして日本は、実態を整え実績を積むことにより、極東アジアの異質の国・得体のしれない国ではなく、欧米と共通の価値観を持つ先進国として迎えられたのである。

4.5 西欧諸国首脳の来日

英国については、ヒューム外相(Alexander Frederick Home)が1963年3月に来日した⁵¹。次いでバトラー(Richard Austen Butler)外相が1964年4月に来日し第2回日英定期協議を開催した⁵²。

仏国については、クープ・ド・ミュルヴィル外相(Maurice Couve de Murville)が1963年4月に来日した⁵³。次いでポンピドゥ首相(Georges Jean Raymond Pompidou)がミュルヴィル外相を随伴して1964年4月に来日し第2回日仏定期協議を開催した⁵⁴。

西独については、リュプケ大統領(Heinrich Lübke)が1963年11月に来日し第1回日独定期協議を開催した⁵⁵。欧州主要国元首の初の来日であった。

ベルギーについては、国王(Baudouin Albert Charles Léopold Axel Marie Gustave)が1964年1月に来日した⁵⁶。

4.6 日欧貿易の進展

その後も西欧諸国との対日輸入制限削減努力は続けられ、1968年の各国の対日制限品目数を表4-1に示す⁵⁷。そこからは以下のことが読み取れる。

- ①1968年の対日制限品目数は、ベネルックスと伊国を除き1962年の欧州域内制限品目数よりも少なくなった。西欧諸国はハードコア(これ以上開放できないところ)に近い部分にまで日本に対しその市場を開放したということになる。

- ②伊国は対日輸入制限が一番多く残っているという立場には変わりがなく、伊国が対日差別の削減に消極的であったことは明確である。
- ③英国は対日制限品目 0 と最小になっているが、綿製品と陶磁器について日本側の自主輸出規制により輸入制限していることを考慮すれば、英国は西独や仏国と大差なしと評価すべきである。

国名	対日制限数	
	1968年	対欧州域内制限品目数 1962年
ベネルックス	28	20
西独	19	65
英国	0	32
仏国	45	117
伊国	103	51

出典:外務省資料 貿易自由化第五巻

また、日本と西欧の貿易実績を表 4-2 に示す。そこからは以下のことが読み取れる。

- ①1960年から70年にかけて、金額ベースで5~6倍、構成比ベースで1.2~1.3倍伸長していること、日本側の出超であること。
- ②北米貿易と比較すると西欧貿易の方が大きく成長したこと。

表 4-2 日本の対西欧との貿易実績 1960-70年

	年	西欧		北米	
		輸出	輸入	輸出	輸入
金額 単位: 億円	1960	1710	1440	4390	6320
	1970	10500	7070	23400	23400
	伸長率	614%	491%	533%	370%
構成比	1960	11.7%	8.9%	30.1%	39.1%
	1970	15.1%	10.4%	33.7%	34.4%
	伸長率	129%	117%	112%	88%

出典:財務省貿易統計 年別輸出入総額(確定値)および杉山伸也著『日本経済史近世現代』
2012 から構成比を引用し作成

おわりに

それでは論文冒頭で示した基本的問いに対する答えをここで示す。

基本的問いは、「対日貿易に積極的でなかった西欧諸国に対して、日本は何故短期間に貿易自由化を実行できたのか、国際関係を動かしたものは何か」である。

その答えは、日本が保護貿易を止め、史上稀な迅速さで自由化率 90%達成に取り組んだからである。日本は自由貿易において以下の戦術を採用し、日欧貿易を拡大させた。

- ①先行して輸入市場を開放し西欧諸国の輸出産業に実益をもたらしたこと
- ②日本の輸出において、秩序を尊重し市場攪乱を起こさなかったこと
- ③ただ乗りに対しては差別自由化交渉により西欧諸国を牽制したこと

これによって西欧諸国は日本の貿易自由化実績を認め、欧米と共通の価値観を持つ先進国として認知したのである。

第二次世界大戦の敗戦国という難しい立場にありながらこうした成果を短時日あげた経験を踏まえて、今日を振り返って重要なことを2点指摘しておきた。

1)一つ目は、貿易自由化は黙っていて与えられたものではなく各般の人々の多大なる尽力と挑戦によって獲得したものであることが、現代の日本人の歴史の記憶から失われつつあり、その結果、自由貿易の価値・意義への認識が希薄化していることである。

- ①貿易自由化以前は、GATT35 条を援用され、日本自身も保護貿易を続けていたので、西欧諸国と日本は相互不信を免れ得ず、経済関係を深めることができなばかりか、その他の分野においても関係を広め深めることに困難が伴った。
- ②日本の急進的な貿易自由化活動の日常化によって、日本の貿易に関する価値観や行動に対する西欧諸国の認識が変わり始め日欧の相互理解が進んだ。その結果、日本への信頼が高まり日欧貿易が急成長するという大きな成果を挙げるとともに、経済・社会・文化など広範な領域で相互交流が進展した。
- ③もし、日本が保護貿易を継続していれば、OECD 加盟はおろか、日欧貿易の拡大はあり得ず、ひいては、先進国自由貿易圏に日本が参加できない未来も十分にあり得た。

(2)二つ目は、日本の経済外交に貢献した人々についてである。

- ①最大の貢献は政治家や官僚によってではなく、日本企業(あるいは国民)によってである。何故なら、経済外交を論じるとき外交交渉から始まり条約を結んでから貿易を実行すると考えがちであるが、自由貿易の世界では、まず自由な競争の下で取引が行われ、その結果新たな貿易パターンが形成されると、それを受けて外交交渉が始まるというのが実態であると言ってよいであろう。
- ②1960 年代初頭の日欧貿易に係る交渉の成功は、日本企業が貿易自由化を受け入れ国際競争を実行することで日本の経済外交に有利な状況を作りだしたことに大きく依拠していた。即ち、経済外交に最も貢献したのは政治家や官僚でなく日本企業、ひいては日本国民である。

¹ 1950年に創設された欧州諸国間の決済を支援する機構のこと。浅井良夫『IMF8条国移行』（日本経済評論社、2015年）、194頁

² 浅井良夫、前掲書、244頁

³ 上川孝夫・矢部和彦・編『国際金融史』（有斐閣、2007年）116頁および227～229頁

⁴ これ以外には、日本がIMF8条国に至る過程についてIMFを中心に明確化した研究や、日本がアメリカの要求に対応して貿易自由化を促進させる政治過程を説明する研究や、GATT内の活動を中心に35条援用解消に至る過程の研究や、欧州への経済正常化を求めた日本の首脳外交に焦点を当てた研究などがある。

⁵ 日本側1次資料として参照した資料は以下

外務省外交史料館所有の外務省記録

『本邦貿易為替自由化関係1～5巻』E'.2.0.0.32

『日英通商航海条約関係一件』第1～12巻、B' 5.2.0 J/B1

『日英貿易支払協定関係一件 日英貿易会談合意議事録関係（一九六〇年七月一五日付）』第1～3巻、B' 5.2.0/J/B2-9

『日英貿易支払協定関係一件 日英貿易会談合意議事録関係（一九六一年一月二二日付）』第1～3巻

英国側1次資料として参照した資料は以下

国会図書館憲政資料室所蔵

Foreign Office Files for Japan and the Far East Series 2 :

British Foreign Office for Post-War Japan 1952-1980(Wiltshire: Adam Marthew Publications)

FO 371/141470-141474 1959

FO 371/150605-150612 1960

FO 371/ 158513-158517 1961

FO 371/164995-165520 1962

⁶ 自由化率とは、総輸入額に対して輸入制限を行わない物資の占める割合(比率)のことである。実際には基準年を設定し、基準年と同じ条件の場合の自由化率を算定し、自由化率の進捗を比較する。

自由化率＝基準年(1959年)の自由化品目の輸入額の総和
/基準年(1959年)の輸入総額。

日本の自由化率は輸入額が大きい原綿/原毛や石油について自由化すれば拡大した。

⁷ GATTとは、1947年に署名された「関税および貿易に関する一般協定」(General Agreement on Tariffs and Trade)の略称である。関税引き上げなどの貿易制限を廃止し、自由貿易を国際的に推進することを目的にして制定された国際協定である。

⁸ Michiko Ikeda Chapter8 Applying GATT Article XXXV to Japan 『Japan in Trade Isolation』 I-House Press, 2008, 275

⁹ GATT35 条規定は以下である。

第 35 条(特定締結国間における協定の不適用)

1. この協定又はこの協定の第 2 条の規定は、次の場合には、いずれかの締結国と他のいずれかの締結国との間には適用されないものとする。
 - (a) 両締結国が相互間の関税交渉を開始しておらず、かつ、
 - (b) 両締結国の一方が締結国となる時にそのいずれかの締結国がその運用に同意しない場合
2. 締結国団は、締結国の要請を受けたときは、特定の場合におけるこの条の規定の運用を検討し、および適当な勧告をすることができる。出典は赤根谷達雄、『日本のガット加入問題』（東京大学出版会、1992 年）346～347 頁

¹⁰ 『朝日新聞』1962 年 8 月 7 日記事を基に、GATT35 条援用を追加したもの

¹¹ 経済局総合参事官室「為替自由化に対する外務省の基本的立場」1959 年 9 月 1 日、外務省記録『本邦貿易為替自由化関係 1 巻』、外務省外交史料館(以下外資と略す)

¹² 木内信胤「貿易自由化の具体案」作成日不明、同上所収

¹³ 外務大臣臨時代理発各国大使宛経総合第 91 号「貿易、為替の自由化促進に関する件」1960 年 1 月 16 日、同上所収

¹⁴ 在英大野大使より藤山外務大臣宛電報第 130 号、「日本の貿易自由化に対するタイムス紙の報道について」1960 年 2 月 2 日、外務省記録『本邦貿易為替自由化関係 5 巻』、所収

¹⁵ 大蔵省、『昭和財政史昭和 27 年度～48 年度 12』、「国際金融対外関係事項」37 頁、国会図書館所蔵

¹⁶ 経済企画庁、「貿易・為替自由化計画大綱」1960 年 6 月 24 日、外務省記録『本邦貿易為替自由化関係 2 巻』、所収。

¹⁷ 牛場信彦・酒井俊彦・伊原隆・松尾泰一郎・松尾金蔵『自由化読本 社団法人外交知識普及会』時事通信社、1960 年、同上所収。

¹⁸ 零和（ゼロサム）ゲームとは、ゲーム理論と呼ばれる経済理論であり、参加者全体の得点と失点の合計が、常にゼロであるゲームのこと。

¹⁹ Noriko Yokoi, *Japan 's Postwar Economic Recovery and Anglo-Japanese Relation' s1948-62*, p 149.

²⁰ 輸入改善価値とは 2 国間貿易において、輸入制限撤廃によって新たに生じた輸入額を 1 年間に正規化した指標のことである。ポンド原則の場合は品目別の輸入改善価値を合算し、二国間において均衡させることが目標になる。

²¹ ポンド対ポンド原則：Pound for Pound と呼ばれ、精度を 1 ポンドの程度まで高めて双方の通貨換算での実績を整合させる、との意味である。

²² 藤山大臣発在英大野大使宛電報第 172 号「日英貿易交渉に関する件」1960 年 4 月 4 日、外務省記録『日英貿易支払協定関係一件 日英貿易会談合意議事録関係 (1960 年 7 月 15 日付)』第 1 巻、所収。

²³ 在英大野大使発藤山大臣宛電報第 477 号、「日英貿易交渉に関する件」1960 年 5 月 14 日、同上所収。

-
- ²⁴ 外務省経済局スターリング地域課「日英新貿易取極めに対する英国内反響について」1960年7月26日、同上所収。
- ²⁵ Memorandum to the President of the Board of Trade for the Meeting with Japanese Foreign Minister, July 1961, F0371/158515.
- ²⁶ Assured Report on Preliminary Discussion in Tokyo for Anglo-Japanese Trade Negotiation 1961, June 15- June 30 1961, F0371/158515.
- ²⁷ 経済局スターリング地域課「日英貿易取極交渉について」1961年9月、外務省記録『日英貿易支払協定関係1件 日英貿易会談合意議事録関係(1961年12月22日付)』第3巻、所収。
- ²⁸ Telegram from Tokyo to FO, 22 September 1961, F0371/158516 95-97.
- ²⁹ Telegram from Tokyo to FO, 9 October 1961, F0371/158516 FJ1152/75.
- ³⁰ Press Release by Times, 1 August 1961, F0371/158516 FJ1152/61(A).
- ³¹ ただ乗りとは、社会学あるいは経済学の用語であり、対価を支払わず便益を得る行為のことである。
- ³² 森建資、前掲論文、89頁
- ³³ 池田勇人首相は11月16日から30日までパキスタン、インド、ビルマ、タイを訪問中であり日本を留守にしていた。
- ³⁴ 鈴木干夫、前掲「日英通商航海条約の締結——経緯と内容とその意義——」『経済と外交1962年12月上旬402号』、20頁
- ³⁵ 経済局欧州課西宮、「日仏新貿易取極の締結」『経済と外交』第383号、1962年3月、6～9頁。
- ³⁶ 小坂大臣より在仏萩原大使宛電報「第724号自由化保留の件(往電718号に関し)」1961年12月11日、外務省記録『本邦貿易為替自由化関係5巻』、同上所収。
- ³⁷ 経済局欧州課羽澄、「イタリアの対日輸入制限——日・伊協議の経緯と背景」『経済と外交』第390号、1962年6月、5頁。
- ³⁸ 外務省経済局スターリング地域課長鈴木干夫「日英通商航海条約の締結——経緯と内容とその意義——」『経済と外交1962年12月上旬402号』9頁
- ³⁹ 外交青書第7号
- ⁴⁰ 外交青書第7号
- ⁴¹ 外交青書第7号
- ⁴² 外交青書第6号
- ⁴³ 外交青書第7号
- ⁴⁴ 外交青書第7号
- ⁴⁵ 外交青書第7号
- ⁴⁶ VER: Voluntary Export Restriction のことで輸出国が数量や価格などを自主規制すること。GATT では VER は規制対象に入っていない。
- ⁴⁷ Michiko Ikeda 前掲書 285-286page および「日英通商航海条約の締結——経緯と内容とその意義——」前掲書 20～22 頁
- ⁴⁸ 添谷良英『入門講座 戦後日本外交史』(慶應義塾大学出版会、2019年) 93～94頁

⁴⁹ OECD (Organization for Economic Cooperation and Development) は欧州諸国、米国、日本を含む 38 か国 (2022 年 9 月時点) 加盟国によって構成され、「世界最大のシンクタンク」として様々な分野における政策調整・調整・意見交換などを行っている。

⁵⁰ 経済局「OECD加盟に関する疑問疑答 (経済局分)」1963 年 10 月、外務省記録『OECD日本の加盟 自由化関係 第 1 巻』、所収

⁵¹ 外交青書第 7 号

⁵² 外交青書第 9 号

⁵³ 外交青書第 7 号

⁵⁴ 外交青書第 9 号

⁵⁵ 外交青書第 8 号

⁵⁶ 外交青書第 8 号

⁵⁷ 経済局「差別自由化等に関する諸問題 (その 4) (未定稿)」1968 年 12 月 25 日、外務省記録『本邦貿易為替自由化関係 5 巻』、所収

(やまぐち まこと 日本国際政治学会会員)

貿易自由化と西欧諸国への 日本の経済外交 1959-62

社会技術革新学会員

日本国際政治学会員

2024年9月6日

山口 真人

はじめに

- 日本の貿易自由化は西欧諸国より3年遅れたが、西欧諸国が1950年代に貿易自由化を10年かけて実現したことと比較すると、短期間に集中的に行われたことに特徴がある。
- 戦後の日本は米国との貿易は、米国からの強力な支援もあって戦前期よりも緊密な貿易関係にあったけれども、日欧間の貿易は対日貿易に積極的でない西欧諸国の意向もあって貿易量が少なくしかも多くの対日輸入制限が行われていた。
- 本発表の基本的な問いは、対日貿易に積極的でなかった西欧諸国に対して、日本は何故短期間に貿易自由化を実行できたのか、国際関係を動かしたものは何か、その解明を目指すものである。

©山口真人2024

はじめに(続き)

• これまで日欧間の貿易に関する研究は多くなく、以下である。

- ① 森建資「1950年代の日英通商関係(3・完)」『東京大学経済界論集』7712、(2011年)
- ② 山口真人「GATT35条援用撤回問題と日英通商条約」『国際政治212号』(2024年)
- ③ 鈴木宏尚「GATT35条対日援用問題」『国際政治212号』(2024年)

©山口真人2024

はじめに(続き)

- ① 森論文は英国側1次資料に基づき経済と貿易理論を中心として英国側論理を解明しようとした論文である。
 - ② 山口論文は日英双方の外交1次資料に基づき経済と貿易理論を中心として日英双方の論理を解明しようとした論文である。
森および山口論文は日欧貿易はテーマ外である。
 - ③ 鈴木論文はナショナリズムや冷戦や帝国という政治論理に基づき日欧間の貿易差別問題を解明しようとした論文である。
- 本発表は日欧間の貿易拡大に成功した理由を日英の外交一次資料に基づき経済と貿易理論を中心にして解明する論文である。

©山口真人2024

1. 西欧と日本の貿易状況

©山口真人2024

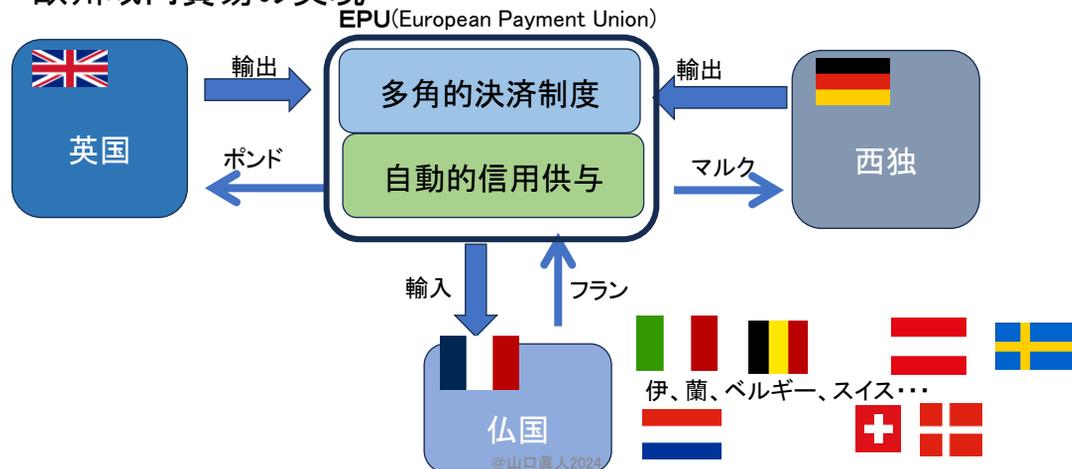
1.1 西欧貿易事情

- 西欧諸国は1国単独で経済活動を行うのではなく、相互に貿易を行い国際分業することによって、欧州経済を発展させてきた。
- 第二次世界大戦後は、戦災により各国の産業基盤が大きな痛手を受けていたことと、各国の通貨間に交換性がなかったため、欧州域内であっても貿易が行なえなかった。
- 米国はマーシャルプランとして、西欧18か国が相互貿易ができるように、1950年7月に欧州決済同盟EPU (European Payment Union) を設立。
- 欧州域内貿易は拡大し、1958年には欧州域内自由化率は90%を超えた。

©山口真人2024

EPUの機能

- 欧州域内貿易の実現



自由化率とは

- 自由化率とは、総輸入額に対して輸入制限を行わない物資の占める割合(比率)のことである。
- 実際には基準年を設定し、基準年と同じ条件の場合の自由化率を算定し、自由化率の進捗を比較する。

$$\text{自由化率} = \frac{\text{基準年(1959年)の自由化品目の輸入額の総和}}{\text{基準年(1959年)の輸入総額}}$$

- 日本の自由化率は輸入額が大きい原綿/原毛や石油について自由化すれば拡大した。

@山口真人2024

自由化のさらなる拡大

- 1958年に西欧通貨がドル地域との交換性が回復すると、西欧諸国はドル地域(米国とカナダ)の貿易が拡大した。
- 対ドル圏との自由化率拡大が目標になっただけでなく、関税率を引き下げ自由貿易をもっと活発にしようとする動きが生じた。例えばEEC(欧州経済共同体: European Economic Community 1958年1月に発足した欧州共同市場を目指す国際組織、参加国は仏独伊ベネルックス)として関税率を一括して引き下げる条約締結など動きが生じていた。

©山口真人2024

1.2日本の貿易事情

- 日本は貿易において大蔵省の外貨予算制度を運用していた。
- 外貨予算制度では、輸入を予算に基づく許可制にした保護貿易を行っていた。ただし一部はAA品目として自由に輸入することを可能にしていた。
- 日本の自由化率は、1956年に22%、1958年でも33%であり、西欧諸国の自由化率に大きく見劣りがしていた。
- 原料の乏しい日本は、貴重な外貨を使って原料を輸入し、それを加工して工業製品として輸出し、ようやく輸入に必要な外貨を稼ぐわけで外貨が不足すると景気が後退し経済成長を長く続けることができなかった。

©山口真人2024

貿易自由化に対する日本国内の意見

- 外貨問題がボトルネックであると心配する人が多かった。
- 海外の輸入製品と競争する国内の生産業者は、競争を恐れて貿易自由化に反対する人が多かった。
- 日本製品の輸出が増え外貨準備高が拡大して輸入制限の必要性が薄れ始めており、貿易自由化が日本にはふさわしいと考える人も多数いたが、日本国内では賛否両論あり、意見集約が難しかった。

©山口真人2024

日欧間貿易の障害

- 日欧間の貿易には3つの障害があり貿易拡大を妨げていた。
一つはGATT35条援用問題の存在。
二つは西欧諸国の対日輸入制限が多かったこと。
三つは西欧諸国が日本製品の強い競争力を恐れていたこと。

©山口真人2024

1.3 西欧諸国のGATT35条援用

- 1955年9月、日本は米国の強い推薦を貰いGATT注1に加盟したが、英国が率先してGATT35条を援用した。
- 英国の意図は、日本のGATT参加は認めるが、日英間にはGATTの規定を適用をしないことだった。
- 英国を見倣って次々に援用国が増え、3分の一以上の加盟国が35条を援用した。
- 1961年5月時点で援用国は、英連邦諸国(英、豪、ニュージーランド、南ア連邦、ローデシア・ニアサランド連邦、ガーナ、ナイジェリア)と西欧諸国(仏、蘭、ベルギー、ルクセンブルグ、澳)とその他(カンボジア、キューバ、ハイチ、チュニジア)で16か国もあった。

注1: GATT(General Agreement on Tariffs and Trade)とは、関税引き上げなどの貿易制限を廃止し、自由貿易を国際的に推進することを目的にして制定された国際協定である。
©山口真人2024

西欧諸国のGATT35条援用(続き)

- GATT35条を援用するとは、「二締結国間に関税交渉が行われず、一方の国が加入した際に、他方の国がGATT適用(最恵国待遇の付与など)に同意しない場合、両国間にGATTを適用しない」ことであり、正式なGATT関係の成立は将来条件が整うまで待つとする考え方である。(次頁、35条の条文参考)
- 日本側を悩ましたのは、GATT関係の成立条件について規定が存在しないことであった。
- 英国は日英通商条約を締結すればGATT35条の援用を撤回すると宣言していた。日英通商条約交渉は1956年から始まったけれども、通商、航海、居住に関する基本的な原則について合意が成立せず、1959年になっても35条援用撤回の交渉は糸口すらつかめなかった。

©山口真人2024

GATT35条の規定全文^{注1}

第35条(特定締結国間における協定の不適用)

1.この協定又はこの協定の第2条の規定は、次の場合には、いずれかの締結国と他のいずれかの締結国との間には適用されないものとする。

- (a) 両締結国が相互間の関税交渉を開始しておらず、かつ、
- (b) 両締結国の一方が締結国となる時にそのいずれかの締結国がその運用に同意しない場合

2.締結国団は、締結国の要請を受けたときは、特定の場合におけるこの条の規定の運用を検討し、および適当な勧告をすることができる。

注1: 赤根谷達雄『日本のガット加入問題』1992年346-347頁から引用

©山口真人2024

1.4 西欧諸国の対日輸入制限

	対域内自由化率(%)	対域内制限品目数	対ドル制限品目数	対日制限品目数	対日と対ドルの差分	GATT35条援用国
ベネルックス3国	93	20	20	58	38	X
西独	95	65	105	105	0	
イギリス	99	32	59	217	200	X
フランス	95	117	118	389	271	X
イタリア	99	51	80	195	115	
ノルウェー	84	135	135	全品目	950	
ポルトガル	93	113	113	全品目	982	

出典: 朝日新聞 1962.8.7 から、GATT35条援用国を追加

©山口真人2024

1.5 西欧諸国の対日輸入制限(続き)

- 対日差別品目数が少ない 西独、ベネルックス
 - 対日差別品目数が多い 英、仏、伊
 - 対日差別が全品目 ノルウェー、ポルトガル
- 35条援用と対日差別品目数の多さの間には相関性が強くない。
→35条を援用しているベネルックスは対日差別品目数が少ない
→伊は35条を援用していないが、対日差別品目数が多い

©山口真人2024

1.5 西欧諸国は日本製品の市場攪乱を恐れていた

- 英国は1930年代に植民地に日本製品が乱入して市場が攪乱されることを恐れていた。
- 英国は1950年代に「安価で品質がよい日本製品」の乱入に対し、英国産業からの対日輸入制限が要求されていた。
- 仏国についても、一部の日本製品の異常な競争力を恐れ、ひとたび日本製品に市場を開放すれば市場攪乱が生じるとの危惧を抱いていた。

©山口真人2024

2.日本の貿易自由化への取組み

©山口真人2024

2.1日本政府の貿易自由化の考え方

- 「貿易自由化に対する外務省の基本的立場^{注1}」は以下の考え方であった。
- ① 西欧を中心に始まった貿易自由化の流れはもはや本流となりつつあり、止めることができない。(次頁参照)
- ② 日本は国産品愛用の保護貿易主義を改訂して、国際分業に基づき、貿易自由化を前提とした産業政策を整えることに方針転換する。
- ③ 北米と西欧の先進国から仲間はずれにされないために、貿易自由化への理念転換をはっきり表明し、輸入貿易の自由化を実現する。
- ④ 西欧が10年かけて実行したことを短期間で実行するために、品目別の自由化研究をしっかり行っていく。

注1: 木内信胤「貿易自由化の具体案」作成日不明、外務省記録『本邦貿易為替自由化関係1巻』外務省外交史料館所収

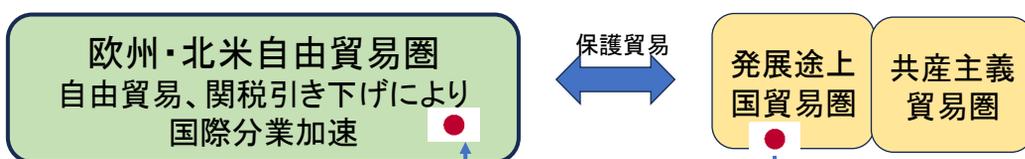
©山口真人2024

西欧諸国の貿易自由化の論理

これまで



これから



自由貿易を推進し国際分業体制に加わらねばならない

©山口真人2024

2.2日本の貿易自由化の進展

- 日本政府の貿易自由化声明 1960年1月、方針転換表明
- 日本企業の貿易自由化決意表明 1960年4から7月
→経団連、経済同友会から決意表明
- 貿易為替自由化計画大綱 1960年6月
→品目別研究を進めた結果として、どの品目から自由化するかについて、3年間の自由化内容の優先度とスケジュールを決定したことが発表された。
- 自由化読本 1960年12月
→自由貿易の取組みに必要な考えが丁寧に解説され国民に提示された。

©山口真人2024

日本の貿易自由化実績

表2-1 日本の貿易自由化率の推移

年	月	自由化品 目数	制限品目 数	自由化 率:%
1960	1			37
	4	586		41
	7	61		42
	10	481		44
1961	4	660		62
	7	112		65
	10	500		68
	12	70		70
1962	4	8	492	73
	10	230	262	88
	11	8	254	88

出典：浅井良夫 『IMF8条国移行』27頁から引用し加工

©山口真人2024

3. 西欧諸国との貿易交渉

©山口真人2024

3.1日英通商条約交渉

- 日英間では通商条約と貿易取極交渉が並行して行われていた。
- 詳細は、山口真人「GATT35条援用撤回問題と日英通商条約」『国際政治212号』2024年を参照願います。
- 1960年5月から東京で日英通商条約の交渉が行われた。
- 日本の要求は、日本が輸出の自主規制を行う代わりに英国はGATT35条援用を撤回すること。
- 英国は、二国間セーフガード条項+センシティブリストを提案。
- 二国間セーフガード条項とは、日本が英国市場を攪乱させた場合英国市場を守る(セーフガードする)ために発動される措置のことで、市場攪乱の発生状況を監視し、市場攪乱が生じた場合には日本側の輸出を停止したうえで報復する機能を持つものである。

©山口真人2024

日英通商条約交渉(続き)

- センシティブリストとは、対日輸入禁止の品目リストのことである。
- 二国間セーフガード条項と日本の自主規制との違いは、監視から報復に至るまでを、日本政府にゆだねるのではなく、英国政府が強権をもって実行管理するものであった。
- 日本側は2つの点について譲歩できなかった。一つはセーフガード条項は通商条約が無効になっても永続することであり、二つは必要最小限のセンシティブリストではなく、現状の輸入制限に近いものであった。
- 英国の理屈はGATT35条援用撤回は不可逆的なプロセスであるからセーフガード条項は未来永劫英国の権利であるべきだとの論理であり、センシティブリストが大きいことは報復時には現状の輸入差別を復活させることができるようにとの論理であった。

©山口真人2024

日英通商条約(続き)

- 要するに日英間は零和(ゼロ・サム)ゲームに陥り、1年間対立し続けた。
- 1961年7月、展望が開けた。
小坂外相が英国を訪問し、期限付きのセーフガード条項であれば英国提案を承認すると提案した。
英国の商務大臣は政治家らしく機敏に行動し、たちまちのうちに英国の閣僚クラスの理解を取り付けた。
英国商務省官僚が地団太踏んで悔しがったのは言うまでもない。
- こうしてセーフガード条項は日英間で合意され、センシティブリストについて双方努力すれば合意できそうな見通しになった。

©山口真人2024

3.2 日英貿易取極交渉

- 日英貿易取極交渉はロンドンにて1960年3月から始まった。
- 英国商務省は日本が通商条約を実行できる意志や経済力を有しているか疑問を持っていた。何故なら多くの発展途上国は、ブラジルやインドの様に輸入代替化工業政策を採用し、多くの工業製品の輸入を禁じ、貿易の自由化に躓いていたからである。
- そこで英国はお互いの輸入改善価値を品目別に細かく算定して均衡させる「ポンド対ポンド原則(以降ポンド原則)」を踏み絵として採用し、双方の輸入改善価値を競争させたのである。
- 英国から見て、ポンド原則の利点は2つあった。
- 一つは日本側の輸入改善価値が大きくなれば英国の輸出産業のビジネス機会拡大になること。
- 二つはポンド原則による競争はGDPの大きい方が有利であり、GDPの大きい英国側が追い込まれる可能性が少ないからである。

©山口真人2024

日英貿易取極交渉（続き）

- しかし、日本には有力な新たな状況が生じていた。
1960年4月から貿易自由化が始まり多くの品目で国を挙げて輸入制限の解除が予定されていたからである。
- 輸入改善価値を実際に算定してみると、日英均等にすることが極めて重要であったが、見積額には大きな差異が生じていた。
- 英国商務省は輸入改善価値を1年後に実績精算するを約束し1960年7月15日に日英の合意を得た。

©山口真人2024

3.3顕在化する貿易自由化の効果

- 日英通商条約交渉が停滞する一方で、英国の機械類の対日輸出が急増していた。
- 1959年に3,900千ポンド、60年に6,800千ポンド、61年には9,000千ポンドに急伸する見込みになった。
- 一方、輸入改善価値競争については予想をはるかに超える不均衡が生じた。
- 61年6月に行われた貿易実績の検証で、英国側の輸入改善価値が809千ポンドに対し、日本側は3,648千ポンドの貸越になり、4.5倍の開きが生じた。

©山口真人2024

なぜ日本は大きな対英貸越を持ったのか

- 輸入改善価値は自由化された日本市場に比例する。
- 自由化で増分した日本市場＝自由化率の増分×日本のGDP
- 1961年の日本のGDPは英国の6割だったので、日本の自由化率増分に均衡させようとするれば、英国の対日自由化率を日本の自由化率増分の18%(61年4月まで)の60%となる11%($18\% \times 0.6 = 11\%$)まで大きくせざるを得なかった。しかし11%の自由化率増分は緊急措置の範囲では実行可能ではなかった。
- 英国が実行した対日自由化率の増分が小さすぎたことと、日本のGDPが意外に大きかったのである。

©山口真人2024

3.4 追い込まれた英国商務省

- 1961年8月25日から1961年度の日英貿易取極め交渉が東京にて開始。
- 日本側の輸入改善価値の貸越は9,200千ポンドにまで拡大し、英国側の返済が可能かが最大の争点になった。
- 商務省はポンド原則の取り下げを要求すると同時に、3,800千ポンドの返済案を提示したが、これにより同年10月の日本の自由化に対する英国の自由化余裕がないことが明白になった。
- 日本は61年10月の自由化に対し、英国からの見返りの自由化を求めることを一方的に放棄した。
- 英国交渉団は、英国の対日自由化率を大幅に大きくするため、貿易取極交渉と通商条約交渉を同時に進めることを本国に提案した。
- 英国政府は11月からロンドンに場所を移し貿易取極交渉と通商条約交渉を同時に進めることを10月7日に日本政府に提案し、両者は合意した。

©山口真人2024

3.5英仏伊三国に対する差別自由化交渉

- ロンドンでの日英交渉はさらに緊迫するものに変化した。
- 日本政府は「貿易自由化を半年繰り上げて実施し、1962年10月には自由化率90%を達成する」と発表。
- これに加えて、1961年12月に70品目を自由化するにあたり、英仏伊の三国に対し、逆差別自由化交渉を行うと通告したのである。

©山口真人2024

英仏伊三国に対する差別自由化交渉(続き)

【差別自由化交渉とは何か】

- 日本の貿易自由化は、自発的に日本が実行したものであり、日本から先に輸入制限を急進的に解除して行った。
- これに対し、公平性の観点から相手国が対日輸入制限を解除することを日本側は期待していた。
- しかし、1961年4月を超えても、英仏伊三国は対日輸入制限の解除が十分でなかった。所謂ただ乗りが生じているわけで、日本側に不満がたまることになった。
- そこで、日本側が新しく輸入制限解除を実行するにあたり、相手国に相応の対日輸入制限解除を要求し、かなわなければ、日本が新しく輸入制限解除することを均霑しないことを示唆して交渉することを61年11月から開始したのである。これを差別自由化交渉と呼ぶ。

©山口真人2024

英仏伊三国に対する差別自由化交渉(続き)

	対日輸入比率 欧州全体＝ 100	対日輸出比率 欧州全体＝ 100	欧州域内 制限品目 数	対ドル地 域制限品 目数	対日制限 品目数	対日—対 ドル制限 品目数
フランス	3	8	135	136	492	356
イタリア	6	3	46	76	307	231
イギリス	25	25	70	30	280	250
備考	1.品目数は、ブラッセル関税分類4ケタ（総数1096）に基づく 2.4ケタを基準とした番号下の品目が全部自由化されている場合と その一部のみ					
出典:	「英仏伊の輸入差別措置」 外務省経済局欧州課 1961.11.14					

©山口真人2024

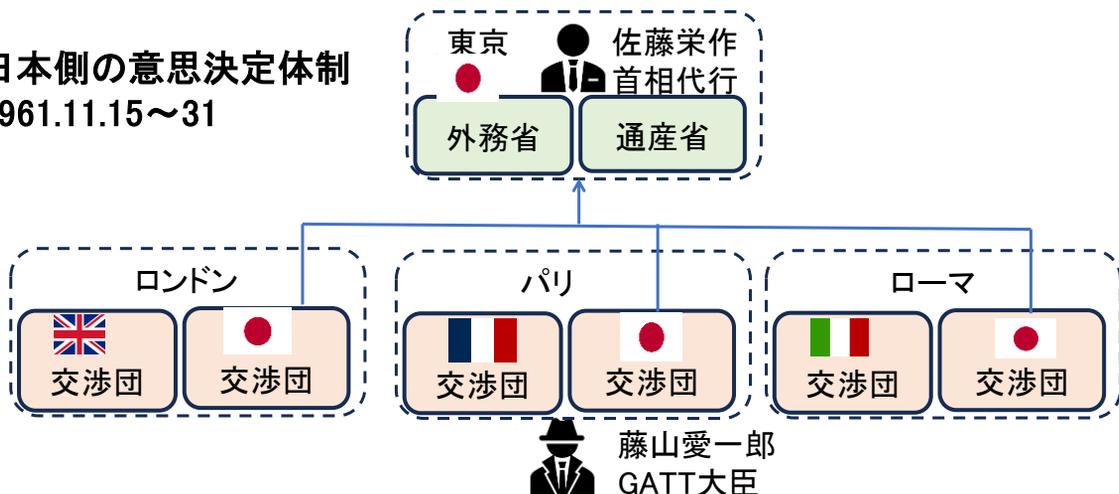
英仏伊三国に対する差別自由化交渉(続き)

- 1961年12月の日本の自由化は70品目を予定していたが、その中には小型自動車とトラクターが予定されており、英国は輸出機会となり得ると見ていた。
- しかし、商務省が対日輸入制限の解除を進めない限りこの自由化が均霑されないことになり、英国の輸出産業は小型自動車やトラクターを輸出する機会を失う可能性が生じたのである。
- 1961年12月の日本の自由化項目については、仏伊についても対日輸出が期待される品目が含まれていた。

©山口真人2024

英仏伊三国に対する差別自由化交渉(続き)

日本側の意思決定体制
1961.11.15~31



©山口真人2024

英仏伊との交渉の経過

- ロンドンでの交渉は11月15日から開始したが、英国は対日差別について大幅譲歩の姿勢を早期に表明したことによって、17日に英国は逆差別の対象外になった。
- 仏国は貿易自由化の便益を十分享受したと認め対日差別の改善に歩み寄った。24日に仏国も差別自由化の対象外になった。
- 仏国は最後に一波乱があった。12月11日に突如セーフガード条項を要求してきたが、18日に取り下げ合意に向かった。
- 12月22日に日英貿易取極、日仏貿易取極について合意となる。
- 伊国は譲歩しなかったが、日本は伊国のみに逆差別は適用することは見送られた。

©山口真人2024

日英交渉当事者からの証言

- 外務省経済局スターリング地域課長鈴木干夫の証言は以下。
- 通商条約(第5次ロンドン)では貿易取極交渉(1961年11-12月)も並行して行い、英国の輸出入実績を検討した結果、日本側の貿易自由化が英国側の予想を上回る効果をもたらしたことが明らかになった。
- 同時に英国の対日輸出が数年間で2倍以上伸びていることが判明した。この事実が英国の日本市場に対する評価の改善に大きく寄与し、ひいては英国に早期妥結の気運を盛り立てるに至ったことは看過し得ないところである。

©山口真人2024

交渉結果

- 差別自由化交渉は、英仏両国に対する日本側勝利で終わった。
- 伊国に対しては、セーニ外相が61年7月に小坂外相に約束した対日差別を対ドル地域並みに改善する努力をするということを遵守するよう、外交要求を継続した。
- 西欧諸国は、日本がアメ(輸入の自由化)とムチ(差別自由化)の両面から対日差別の解消を求める姿勢に変化したことを認識せざるを得なくなった。

©山口真人2024

4.池田首相の欧州への首脳外交

©山口真人2024

4.1西欧諸国の対日関係改善外交

- 1960および61年に日本が急進的に貿易自由化を実行したことにより、西欧諸国は2つのメリットが生じたことに気付いた。
 - ①日本が先行して輸出市場を開放したことにより、対日輸出が増加するという実利を産んだこと。日本の輸出については、秩序を尊重し市場攪乱を発生させなかったこと。
 - ②日本が西欧諸国と同じ価値観(自由貿易)を引っ提げ、その市場の大きさ、市場の成長性の高さという2つの魅力を備えた貿易国として登場してきたこと。
- 二つのメリットを見て、西欧諸国は対日経済関係を改善する動きを始めたのである。こうして、オーストリア、英国、ベネルックス、ノルウェーは 対日関係改善外交を仕掛けてくるようになったのである。

©山口真人2024

西欧諸国の対日関係改善外交(続き)

【オーストリア】

- オーストリアはGATT35条援用国であったが、日本の貿易自由化を觀察して対日制限項目の縮小に動いた。
- 貿易交渉は、1962年6月4日から7月17日までウィーンで行われ、オーストリアの対日制限品目数は、取極前の約700品目から約300品目に縮少した。
- ただし、35条援用は継続した。

©山口真人2024

西欧諸国の対日関係改善外交(続き)

【英国】

- 英国は、1962年4月11日から5月1日にかけて、ロンドンおよびバーミンガム両商工会議所の代表18名からなる英国民間貿易使節団を訪日させて、日本市場を調査した。
- エロール(Frederick Erroll)商務大臣も4月25日に訪日して調査団に合流し、日本経済に対し理解を深めた。
- 調査団は帰国後、“Opportunity in Japan”を報告した。
- 資本財の日本市場への輸出については米と西独が先行しているけれども製品輸出でなく技術輸出に注力すれば資本財輸出が十分可能であること、消費財についてはスポーツカーなどの高級車/ウイスキー/毛織物高級品が有望であること、などが指摘された。
- 英の生産業者が対日輸出の拡大を求めて対日輸入差別の撲滅に動くことが重要であるとの指摘が出るなど、ようやく英国も対日貿易拡大に向けた本格的取り組みを開始した。

©山口真人2024

西欧諸国の対日関係改善外交(続き)

【オランダ】

- 1962年3月にルンス・オランダ外相が来日し天皇陛下に謁見、池田首相及び小坂外相と会談した。

【ベルギー】

- 1962年5月14日から19日には、ベルギーから、王弟アルベール殿下を団長とし官民合同の27名からなる経済使節団が訪日し、日本市場に対する理解を深めた。

【ベネルックス3国(オランダ、ベルギー、ルクセンブルグ)】

- ベネルックス3国としての日本との貿易交渉は、1962年の輸入制限についての協議が1962年5月22日から8月31日までヘーグで行われ、9月17日に書簡の交換が行なわれた。

【ノルウェー】

- 1962年10月にランゲ・ノルウェー外相が来日し池田首相、大平外相と会談。

©山口真人2024

4.2日英通商条約の最終合意

- 日英通商航海交渉の収束は、GATT35条撤回の代わりに、セーフガード条項とセンシティブリストの内容に何を盛るのが争点であった。

- 日英交渉団は61年12月の交渉以来信頼できる関係になり、セーフガード条項は片務的な内容を双務的な内容に変更して合意が成立した。

- センシティブリストについては、日本の重工業製品の輸入を禁止することは止めて、日本が伝統的に強い綿繊維と陶磁器について輸入を制限することで合意に向かった。

結果、イギリスが175個の制限品目を撤廃する代わりに、5年以内に制限を解除することを前提に制限品目を18個に絞ること、61個の品目(繊維とトランジスタ関係)については日本側が自主輸出規制を利用することになり日英合意が成立した。

自由化を達成した日本自身が実は輸入制限品目を262個も残していたこともあり、これらの妥協については日本政府にとっても納得性のあるものだった。

©山口真人2024

4.3池田首相の西欧主要国訪問

- 1962年11月5日から21日にわたり、池田首相は西独、仏、英、ベルギー、伊、蘭を訪問した。
- 日本側の強みは、次の通りであった。
 - ①1962年10月に日本の貿易自由化率が88%になったということ
 - ②西欧諸国の間に対日輸出拡大が今後もさらに期待できるとの認識が広がったこと
 - ③対日輸入制限の厳しかった英国との間に通商条約を締結すること。これらは日本の貿易自由化政策が生み出した成果であった。

©山口真人2024

池田首相の西欧主要国訪問(続き)

- 池田首相は訪問国首脳に対して、具体的に次のような提案と要請を行った。
 - ①無差別の原則に基づく両国間の貿易の増進
 - ②GATT35条の援用撤回交渉を開始すること(対仏、対ベネルックス)
 - ③訪問国と日本間に信頼感を醸成させるため、相手国首脳の来日を要請
 - ④日本のOECD加盟についての支援
- そして、これらの合意を共同コミュニケとして発表した。

©山口真人2024

4.4日本のOECD加盟

- 1963年7月26日、日本が欧米先進国の集まりとされてきたOECD^{注1}に欧米以外の国として初めて加盟することがOECD理事会の全会一致により承認された。
- これは、欧米先進国の集まりとされるOECDにおいて①経済成長、②開発途上国支援、③自由かつ多角的な貿易の拡大という加盟資格要件を日本が満たしたことを意味しているが、その中でも日本が産業界はじめとする各界の人々の努力で貿易自由化を急伸させたことが、実質的に大きな意味を持った。
- こうして日本は、実態を整え実績を積むことにより、極東アジアの異質の国・得体のしれない国ではなく、欧米と共通の価値観を持つ先進国として迎えられたのである。

注1: OECD(Organization for Economic Cooperation and Development)は欧州諸国、米国、日本を含む38か国(2022年9月時点)加盟国によって構成される「世界最大のシンクタンク」である。

4.5西欧諸国首脳の日来

【英国】

- ①ヒューム外相(Alexander Frederick Home)が1963年3月に来日。
- ②バトラー(Richard Austen Butler)外相が1964年4月に来日第2回日英定期協議開催。

【仏国】

- ①クーブ・ド・ミュルヴィル外相(Maurice Couve de Murville)が1963年4月に来日
- ②ポンピドゥ首相(Georges Jean Raymond Pompidou)がミュルヴィル外相を随伴して1964年4月に来日し第2回日仏定期協議を開催。

【西独】リュプケ大統領(Heinrich Lübke)が1963年11月に来日し第1回日独定期協議を開催。欧州主要国元首の初来日であった。

【ベルギー】ベルギー国王(Baudouin Albert Charles Léopold Axel Marie Gustave)夫妻が外相らを随伴して1964年1月に来日

4.6日欧貿易の進展

•その後も西欧諸国との対日輸入制限削減努力は続けられ、1968年には各国の対日制限品目数は以下ようになった。

国名	対日制限数	対欧州域内制限品目数
	1968年	1962年
ベネルックス	28	20
西独	19	65
英国	0	32
仏国	45	117
伊国	103	51

出典：外務省資料 貿易自由化第五巻

©山口真人2024

日欧貿易の進展(続き)

•以下のことが読み取れる。

①1968年の対日制限品目数は、ベネルックスと伊国を除き1962年の欧州域内制限品目数よりも少なくなった。西欧諸国はハードコア(これ以上開放できないところ)に近い部分にまで日本に対しその市場を開放したということになる。

②伊国は対日輸入制限が一番多く残っているという立場には変わりがなく、伊国が対日差別の削減に消極的であったことは明確である。

③英国は対日制限品目0と最小になっているが、綿製品と陶磁器について日本側の自主輸出規制により輸入制限していることを考慮すれば、英国は西独や仏国と大差なしと評価すべきである。

©山口真人2024

日欧貿易の進展(続き)

日本と西欧の貿易実績(表4-2)では、以下が読み取れる。

- ①1960年から70年にかけて、金額ベースで5～6倍、構成比ベースで1.2～1.3倍伸長していること、日本側の出超であること。
- ②北米貿易と比較すると西欧貿易の方が大きく成長したこと。

	年	西欧		北米	
		輸出	輸入	輸出	輸入
金額 単位: 億円	1960	1710	1440	4390	6320
	1970	10500	7070	23400	23400
	伸長率	614%	491%	533%	370%
構成比	1960	11.7%	8.9%	30.1%	39.1%
	1970	15.1%	10.4%	33.7%	34.4%
	伸長率	129%	117%	112%	88%

出典: 財務省貿易統計 年別輸出入総額(確定値)および杉山伸也著『日本経済史近世現代』
2012から構成比を引用し作成

©山口真人2024

おわりに

- それでは論文冒頭で示した基本的問いに対する答えをここで示す。
- 基本的問いは、「対日貿易に積極的でなかった西欧諸国に対して、日本は何故短期間に貿易自由化を実行できたのか、国際関係を動かしたものは何か」である。
- その答えは、
日本が保護貿易を止め、史上稀な迅速さで自由化率90%達成に取り組んだからである。
日本は自由貿易において以下の戦術を採用し、日欧貿易を拡大させた。
 - ①先行して輸入市場を開放し西欧諸国の輸出産業に実益をもたらしたこと
 - ②日本の輸出において、秩序を尊重し市場攪乱を起こさなかったこと
 - ③ただ乗りに対しては差別自由化交渉により西欧諸国を牽制したこと
- これによって西欧諸国は日本の貿易自由化実績を認め、欧米と共通の価値観を持つ先進国として認知したのである。

©山口真人2024

おわりに(続き)

• 重要なことを2点指摘しておく

(1)一つ目は、貿易自由化の意義が現代の日本人から歴史の記憶として見失われていることである。

- ① 貿易自由化以前は、GATT35条を援用され、日本自身も保護貿易を続けていたので、西欧諸国と日本は相互不信から免れ得ず経済関係を深めることができないばかりか、その他の分野においても関係を広め深めることに困難が伴った。
- ② 日本の急進的な貿易自由化活動の日常化によって、日本の貿易に関する価値観や行動に対する西欧諸国の認識が変わり始め日欧の相互理解が進んだ。その結果、日本への信頼が高まり日欧貿易が急成長するという大きな成果を挙げた。
- ③ もし、日本が保護貿易を継続していれば、OECD加盟はおろか、日欧貿易の拡大はあり得ず、ひいては、先進国自由貿易圏に日本が参加できない未来も十分にあり得た。

©山口真人2024

おわりに(続き)

(2)二つ目は、日本の経済外交に貢献した人々についてである。

- ① 最大の貢献は政治家や官僚でなく、日本企業(あるいは国民)である。何故なら、経済外交を論じるとき外交交渉から始まり条約を結んでから貿易を実行すると考えがちであるが、自由貿易の世界では、まず自由な競争の下で取引が行われ、その結果新たな貿易パターンが形成されると、それを受けて外交交渉が始まるというのが実態であると言ってよいであろう。
- ② 1960年代初頭の日欧貿易に係る交渉の成功は、日本企業が貿易自由化を受入れ国際競争を実行することで日本の経済外交に有利な状況を作りだしたことに大きく依拠していた。即ち、経済外交に最も貢献したのは政治家や官僚でなく日本企業、ひいては日本国民である。

1次資料

1. 日本側1次資料として参照した資料は以下である

- 外務省外交史料館所有の外務省記録

『本邦貿易為替自由化関係1～5巻』E' .2.0.0.32

『日英通商航海条約関係1件』第1～12巻、B' 5.2.0 J/B1

『日英貿易支払協定関係1件 日英貿易会談合意議事録関係
(1960年7月15日付)』第1～3巻、B' 5.2.0/J/B2-9

『日英貿易支払協定関係1件 日英貿易会談合意議事録関係
(1961年12月22日付)』第1～3巻

©山口真人2024

1次資料(続き)

2. 英国側1次資料として参照した資料は以下である

- 国会図書館憲政資料室所蔵

Foreign Office Files for Japan and the Far East Series 2:

British Foreign Office for Post-War Japan 1952-1980

(Wiltshire: Adam Marthew Publications)

FO 371/141470-141474 1959

FO 371/150605-150612 1960

FO 371/ 158513-158517 1961

FO 371/164995-165520 1962

©山口真人2024

主要参考文献

- 定期刊行物 『経済と外交』、『朝日新聞』、『日本経済新聞』
- 2次文献

浅井良夫『IMF8条国移行 貿易為替自由化の政治経済史』2015年

五百旗頭真編『戦後日本外交史 第3版改訂版』2014年

添谷芳英『入門講義 戦後日本外交史』2019年

赤根谷達雄『日本のガット加入問題』1992年

鈴木宏尚『池田政権と高度成長期の日本外交』2013年

高橋和宏『ドル防衛と日米関係』2018年

日本国際政治学会編『国際政治212号 二国間と多国間をめぐる日本外交』2024年

Noriko Yokoi, *Japan's Postwar Economic Recovery and Anglo-Japanese Relations, 1948-62* 2003

©山口真人2024

公開講座「知の市場」の機関別開講科目一覧

諸々の事情により状況が流動的ですので、各科目の詳細な情報や開講に関する最新の情報を、各開講機関のホームページなどで、必ずご確認くださいませようお願い申し上げます。

No.	科目名	連携機関	副題	曜日	時間
愛知・名古屋市立大学（1）最新医学 知の市場 開講機関：名古屋市立大学最新医学講座オープンカレッジ 会場：名古屋市立大学川澄キャンパス(地下鉄桜山駅前)					
41	最新医学講座オープンカレッジ 第1期講座・第2期講座	名古屋市立大学大学院医学研究科		金	18:30-20:00
北アルプス・蝶ヶ岳 知の市場 開講機関：名古屋市立大学蝶ヶ岳ボランティア診療所 会場：名古屋市立大学蝶ヶ岳ボランティア診療所					
41	雲上セミナー	名古屋市立大学蝶ヶ岳ボランティア診療所		夏季	
東京・幡ヶ谷 知の市場 開講機関：製品評価技術基盤機構 会場：製品評価技術基盤機構(京王新線幡ヶ谷駅)					
SE125	化学物質総合管理特論	製品評価技術基盤機構	化学物質に関するリスク評価とリスク管理の基礎知識（仮）	火	18:30-20:30
SE232	バイオ安全特論	製品評価技術基盤機構	微生物資源の活用とバイオ安全の基礎知識（仮）	木	18:30-20:30
大阪・住之江 知の市場 開講機関：製品評価技術基盤機構 会場：製品評価技術基盤機構製品安全センター					
SK441	製品総合管理特論	製品評価技術基盤機構	製品安全対策の基礎知識（仮）	金	18:00-20:00
東京・茗荷谷 知の市場 開講機関：化学工学会SCE・Net Zoomによるリモート開講					
VT465c	原子力・放射能基礎論c	化学工学会SCE・Net	原子力と放射線の今、そしてこれから	土集中	13:00-17:10
リモート 知の市場 開講機関：知の市場 Zoomによるリモート開講					
GR578c	持続可能な日本への制度論（5）	新 社会技術革新学会	日本の経済成長の停滞と社会保障制度の係わりを検証しそのあり方を考察する	水集中	21:00-23:00
GR518c	比較イノベーション論事例研究（5）	新 社会技術革新学会	高度成長期イノベーションとITイノベーションの原理を比較検証してイノベーションの活性化を探る	水集中	19:00-21:00
GR445a	においの科学と社会経済産業論（1）	新 化学生物総合管理学会	においの正体を自然科学の中を探り、香料と香料産業の歴史を振り返り社会経済との関わりを知る	水集中	19:00-21:00
GR591c	持続的経済成長論（5）	新 社会技術革新学会	長期停滞の原因、惹起された課題、および長期停滞の解決策を探る	水集中	21:00-23:00
GR127	職場の化学物質リスク管理論1	新 化学生物総合管理学会	化学物質のばく露から作業を守るための適切なアセスメントと管理の方法を基礎から解説する	土集中	13:30-17:30
GR515e	規範科学事例研究5（論議の輪）	新 化学生物総合管理学会	文理融合の視点をもつ規範科学（レギュラトリーサイエンス）を健康・生活・経済・社会・地球へのリスクを例に論じる	水集中	19:00-21:00
GR577e	社会技術革新事例研究5（論議の輪）	新 社会技術革新学会	内外の多様な事例を検証し需要を創出し付加価値を生み出すイノベーションの成否を決する真髄を探る	水集中	19:00-21:00
GR821c	論議の輪(3)	新 社会技術革新学会 化学生物総合管理学会	参加者が創意工夫によって創りだす自己研鑽のための自由な意見交換の場	水集中	19:00-21:00
愛知・名古屋市立大学（2）学びなおし 知の市場 開講機関：名古屋市立大学大学院医学研究科 会場：名古屋市立大学川澄キャンパス(地下鉄桜山駅前)					
41	名市大医療・保健学びなおし講座 春季講座 3科目	名古屋市立大学大学院医学研究科		火-木	18:30-20:00
〇〇（出張先） 知の市場 開講機関：名古屋市立大学大学院医学研究科 会場：出張先未定(全国の複数箇所に出張して開講する予定)					
41	出張講座	新 名古屋市立大学大学院医学研究科		通期	
愛知・名古屋市立大学（3）実務教員 知の市場 開講機関：名古屋市立大学・中京大学 会場：名古屋市立大学山の畑キャンパス・川澄キャンパス(地下鉄桜山駅前)					
81	進化型実務家教員養成プログラム 基本コース	名古屋市立大学		前期	
東京・明治大学 知の市場 開講機関：明治大学リバティアカデミー 大学の対面での授業方針が出ていないため未定					
IT443a	安全学入門(未定)	明治大学リバティアカデミー	安全を総合的に、包括的に考える		
鳥取・倉吉 知の市場 開講機関：動物臨床医学研究所 Zoomによるオンライン講座(水曜日)または対面式(日曜日)					
ZY222	動物臨床医学事例研究	動物臨床医学研究所	臨床現場に有用な症例検討のあり方1	水 日	21:00-23:30 9:30-16:50
大阪・新大阪 知の市場 開講機関：東洋システム 会場：未定・Zoomによるオンライン開講を併用					
BK519	リチウムイオン二次電池論	東洋システム	リチウムイオン二次電池開発の歴史に見る技術革新の成否の要因	金	18:00-20:00

知の市場ホームページ <http://www.chinoichiba.org/>に、シラバス(講義内容)を掲載していますが、最新版のシラバスは各開講機関ホームページから確認してください。

◆問合せ◆ 各開講機関までお問い合わせください。問合せ先は、本リーフレットのリンク先もしくは知の市場ホームページからご確認ください。

2024年度 後期

公開講座「知の市場」の機関別開講科目一覧(後期改訂版)

諸々の事情により状況が流動的ですので、各科目の詳細な情報や開講に関する最新の情報を、各開講機関のホームページなどで、必ずご確認くださいませようお願いします。

No.	科目名	連携機関	副題	曜日	時間
愛知・名古屋市立大学(1)健康 知の市場 開講機関: 名古屋市立大学最新医学講座オープンカレッジ 会場: 名古屋市立大学川澄キャンパス(地下鉄桜山駅前)					
41	最新医学講座オープンカレッジ 第3期講座	名古屋市立大学大学院医学研究科		金	18:30-20:00
東京・幡ヶ谷 知の市場 開講機関: 製品評価技術基盤機構 会場: 製品評価技術基盤機構(京王新線幡ヶ谷駅)					
ST441	製品総合管理特論	製品評価技術基盤機構	製品安全対策の基礎知識(仮)	火	18:30-20:30
大阪・千里山 知の市場 開講機関: 日本リスクマネージャーネットワーク・関西大学化学生命工学 Zoomによるリモート開講					
JK131c	防疫薬総合管理	日本環境動物昆虫学会	身近な生活・環境害虫防除-世界をリードする防疫薬と害虫防除技術	月	17:30-19:30
リモート 知の市場 開講機関: 知の市場 Zoomによるリモート開講					
GR578f	持続可能な日本への制度論(6)	新 社会技術革新学会	少子高齢化社会における財源問題を検証しつつ持続可能で豊かな社会を考える	水集中	21:00-23:00
GR518f	比較イノベーション論事例研究(6)	新 社会技術革新学会	高度成長期イノベーションとITイノベーションの原理を比較検証してイノベーションの活性化を探る	水集中	19:00-21:00
GR445b	においの科学と社会経済産業論(2)	新 化学生物総合管理学会	においと香りの化学を深め、現代経済社会における香料産業の実情を知り、将来を展望する	水集中	19:00-21:00
GR591f	持続的経済成長論(6)	新 社会技術革新学会	長期停滞の原因、惹起された課題、および長期停滞の解決策を探る	水集中	21:00-23:00
GR585	昆虫と感染症の歴史	新 防疫薬総合管理研究会	昆虫が世界の歴史を劇的に変えた色々な事例を検証し、人間と感染症と昆虫の係わりについて考察する。	水集中	19:00-21:00
GR435	現代調理科学入門	新 化学生物総合管理学会	健康的で美味しく安全な調理について科学的に理解しつつ、基本から最先端まで日々の食生活に役立つ知識と技術を学ぶ。	土集中	13:30-17:30
GR515e	規範科学事例研究5(論議の輪)	新 化学生物総合管理学会	文理融合の視点をもつ規範科学(レギュラトリーサイエンス)を健康・生活・経済・社会・地球へのリスクを例に論じる	水集中	21:00-23:00
GR577e	社会技術革新事例研究5(論議の輪)	新 社会技術革新学会	内外の多様な事例を検証し需要を創出し付加価値を生み出すイノベーションの成否を決する真髄を探る	水集中	21:00-23:00
GR821d	論議の輪(4)	新 社会技術革新学会 化学生物総合管理学会	参加者が創意工夫によって創りだす自己研鑽のための自由な意見交換の場	水集中	19:00-21:00
愛知・名古屋市立大学(2)学びなおし 知の市場 開講機関: 名古屋市立大学大学院医学研究科 会場: 名古屋市立大学川澄キャンパス(地下鉄桜山駅前)					
41	名市大医療・保健学びなおし講座 秋季講座3科目	名古屋市立大学大学院医学研究科		火-木	18:30-20:00
〇〇(出張先) 知の市場 開講機関: 名古屋市立大学大学院医学研究科 会場: 出張先未定(全国の複数個所に出張して開講する予定)					
41	出張講座	新 名古屋市立大学大学院医学研究科		通期	
愛知・名古屋市立大学(3)実務教員 知の市場 開講機関: 名古屋市立大学・中京大学 会場: 名古屋市立大学山の畑キャンパス・川澄キャンパス(地下鉄桜山駅前)					
81	進化型実務家教員養成プログラム 経営実務専門コース	名古屋市立大学大学院経済学研究科 中京大学経済学部		後期	
81	減災医療専門コース	名古屋市立大学大学院医学研究科		後期	
愛知・中京大学 知の市場 開講機関: 中京大学 会場: 中京大学名古屋キャンパス(地下鉄八事駅)・豊田キャンパス(名鉄豊田線浄水駅)					
81	進化型実務家教員養成プログラム 心理カウンセリング専門コース	中京大学		後期	
81	スポーツ実務専門コース	中京大学		後期	
東京・明治大学 知の市場 開講機関: 明治大学リバティアカデミー 大学の対面での授業方針が出ていないため未定					
IT443b	安全学各論(未定)	明治大学リバティアカデミー			
鳥取・倉吉 知の市場 開講機関: 動物臨床医学研究所 Zoomによるオンライン講座(水曜日)または対面式(日曜日)					
ZY222	動物臨床医学事例研究	動物臨床医学研究所	臨床現場に有用な症例検討のあり方1	水 日	21:00-23:30 9:30-16:50

知の市場ホームページ <http://www.chinoichiba.org/>に、シラバス(講義内容)を掲載していますが、最新版のシラバスは各開講機関ホームページから確認してください。

◆問合せ◆ 各開講機関までお問い合わせください。問合せ先は、本リーフレットリンク先もしくは知の市場ホームページからご確認ください。

知の市場 協賛
第 21 回化学生物総合管理学会・第 18 回社会技術革新学会
合同学術総会
予稿集

本資料の一部または全部を、特定非営利活動法人化学生物総合管理学会、社会技術革新学会、又は原著者に無断で複製、複写または転載することを固くお断りいたします。

=====

発行者 特定非営利活動法人化学生物総合管理学会・社会技術革新学会

発行日 2024 年 9 月 6 日（金）

共同編集

特定非営利活動法人化学生物総合管理学会事務局

kagakus*cbims.net (*を@に直して送信してください)

<http://www.cbims.net/>

社会技術革新学会事務局

sgijutsu*s-innovation.org (*を@に直して送信してください)

<http://www.s-innovation.org/>

=====